

# ひろしまの森づくり事業に関する推進方針

(平成24年度～28年度)

～ 県民全体で守り・育て・次代へつなげる森づくり ～



平成24年3月



広島県



ひろしまの森づくりキャラクター「モーリー」

## 目 次

はじめに	1
1 本県の森林の現状等	2
2 これまでの取組	
(1) ひろしまの森づくり県民税	6
(2) 県民全体で支える森づくり活動（ひろしまの森づくり事業）	7
(3) 事業評価（ひろしまの森づくり事業評価委員会）	9
3 新たな取組の方向	
(1) 基本的事項	10
(2) 取組方針	13
(3) 施策体系と具体的な取組	18
(4) 実施体制等	22
4 ひろしまの森づくり事業実施計画（平成24年度～28年度）	
(1) 人工林対策	24
(2) 里山林対策等	26
(3) 県民意識の醸成	29
(4) 事業費配分	30
<b>【付属資料】</b>	
資料1 「ひろしまの森づくり県民税」について	33
資料2 「ひろしまの森づくり事業」制度改正の概要	34
資料3 平成24年度ひろしまの森づくり事業・事業費及び 実施内容一覧表	35
資料4 ひろしまの森づくり県民税条例	36
資料5 ひろしまの森づくり基金条例	38

## はじめに

森林は、木材を生産するとともに、清らかな水を育み、土砂災害を防止するなどの公益的機能はもとより、地域の景観や文化にも大きな影響を与えるなど多種多様な役割を果たしており、私たちが日常生活を営む上で欠かすことのできないものです。

また、これらの多様な機能の恩恵は、世代を超えて受け継がれてきたものであり、森林は、私たちに安らぎと潤いのある豊かな生活を与える地域社会共有の財産であるといえます。

広島県では、森林の持つこれらの多様な機能の重要性を鑑み、その果たす役割を最大限発揮させ、また健全な状態で次の世代へ引き継いでいくことを目的として、平成19年度に「ひろしまの森づくり県民税」を創設し、県民の理解と協力の下で森林整備や保全活動を行う「ひろしまの森づくり事業」に取り組んでいます。

このひろしまの森づくり県民税・事業は、創設時において、その期間を平成23年度までの5年間と定め、平成24年度以降については、これまでの取組の成果を検証し、また、森林を取り巻く情勢等を踏まえて見直しを行うこととしていました。このため、期間の最終年度である平成23年度において、学識経験者や県民の代表等で構成する『ひろしまの森づくり事業評価委員会』を設置し、これまでの成果の検証と今後のあり方などについて幅広い視点から議論を行いました。

その結果として、『森林の公益的機能が持続的に維持・発揮される多様な森林づくりを行うため、県民の理解と参加を得ながらひろしまの森づくり事業の継続的な取組が必要である』という結論に至りました。

併せて、成果の検証の際に実施した県民意見募集（パブリックコメント）でも、ひろしまの森づくり県民税・事業の継続については、概ね理解が得られたものの、実施内容や方法等の見直しに関する意見が多く寄せられました。

また、これまでの5年間の取組の中で、森林を取り巻く情勢や関連施策も大きく変化しており、新たな課題等への対応が求められる状況にもなっています。

これらの結果等を受けて、ひろしまの森づくり県民税・事業を平成24年度以降も継続することとして、期間を平成28年度まで5年間延長することが決定されました。（平成23年12月26日広島県条例第47号）

なお、今後5年間の取組を進めるに当たって、事業評価の結果やパブリックコメントで寄せられた意見及び森林を取り巻く情勢の変化等を踏まえて、施策展開の方向性や実施内容等の見直しを行い、この度、新たな「ひろしまの森づくり事業に関する推進方針」を策定しました。

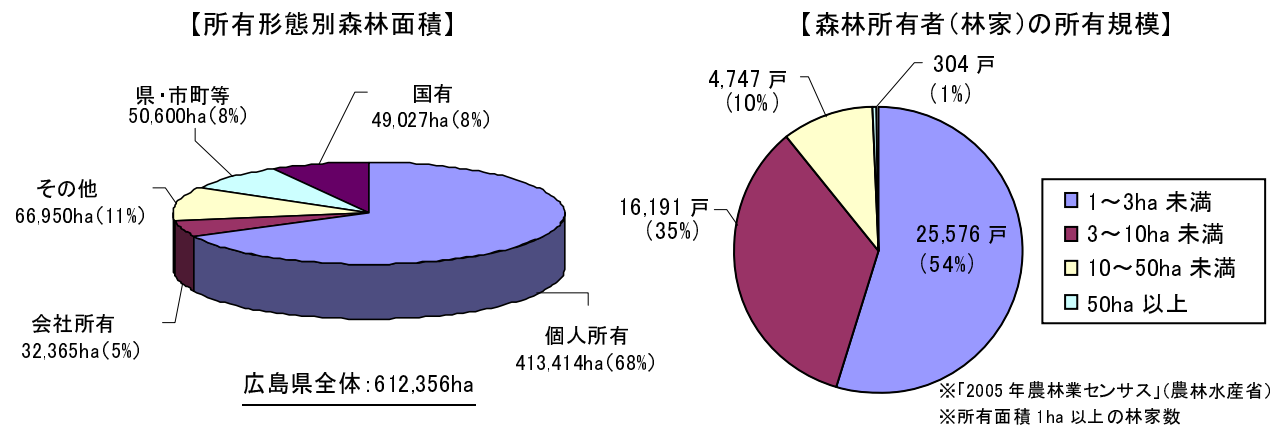
この新たな推進方針に基づく取組を進めるに当たっては、県民一人ひとりが、森づくり活動を支える担い手であるという共通認識の下で、県民全体で森林を守り・育てる取組を広げていくことが必要です。森林から受ける様々な恩恵を享受し、豊かな緑に囲まれた私たちの郷土を次の世代へ引き継いでいくためにも、引き続き、この取組に対する理解と協力、そして積極的な参加をお願いします。

# 1 本県の森林の現状等

## ①本県の森林面積と所有形態

本県の森林面積は、県土の約 72% (約 61 万 ha) であり、このうち、民有林面積 (国有林を除いた面積) が約 56 万 ha で、全体の約 92% を占めています。

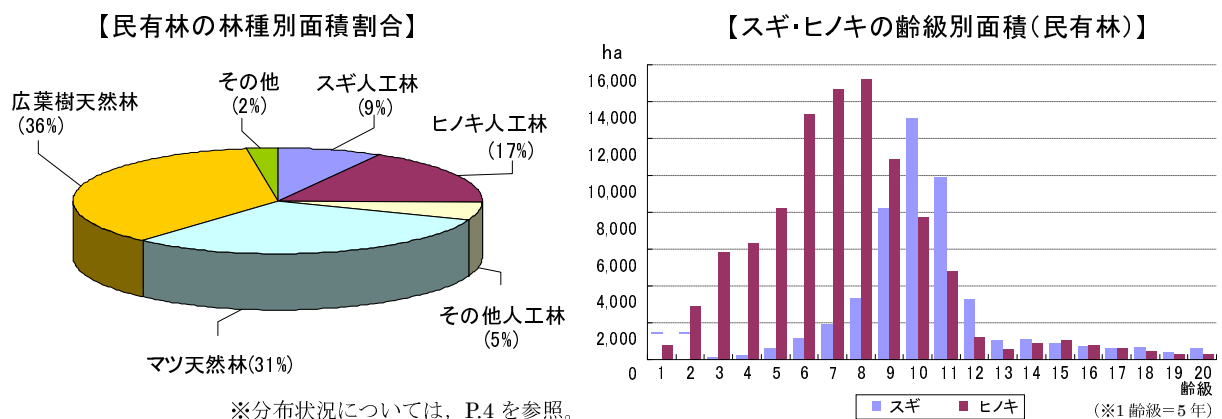
民有林の森林所有者別でみると、個人所有が約 41 万 ha (約 68%) であり、また、所有規模は 3ha 未満が半数以上であることから、小規模かつ多数の個人所有が多い状況です。



## ②樹種別面積割合等

本県の民有林面積を樹種別にみると、天然の広葉樹林とマツ林が併せて約 67% を占め、スギ・ヒノキの人工林が約 26% を占めています。

スギ・ヒノキの人工林は、木材生産等を目的として主に戦後に植林されたもので、県北部を中心に分布しています。スギは 9~11 齢級が多く、間伐や主伐による資源利用を行う時期にあります。ヒノキは 8 齢級をピークに分布しており、今後、主伐期を迎えます。

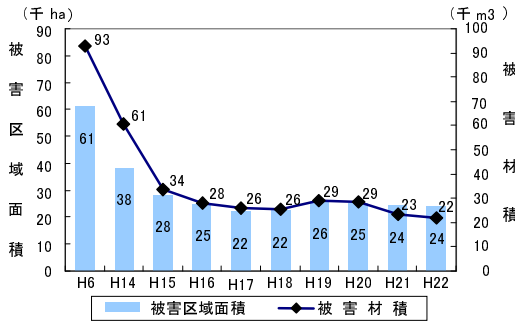


## ③松くい虫被害等

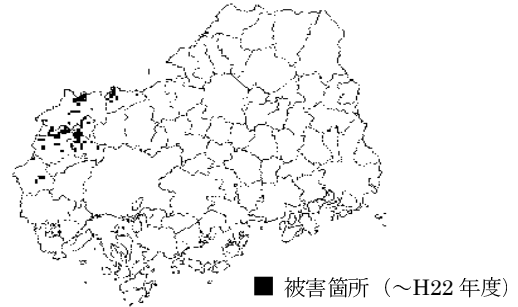
松くい虫被害は、昭和 40 年代から瀬戸内海沿岸のマツ林を中心に被害が発生し、平成 6 年度には被害面積 6 万 ha まで広がりました。その後、被害は減少傾向にありますが、終息するまでには至っていません。

また、近年では、新たに「ナラ枯れ」が県北部で発生しており、被害のまん延防止対策が喫緊の課題となっています。

【松くい虫被害量の推移】



【ナラ枯れの発生状況】



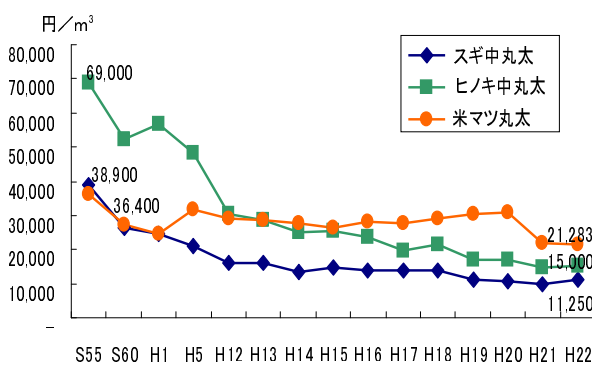
※「ナラ枯れ」は、カシノナガキクイムシという甲虫が、病原菌（ラファエレア・クエルキボーラ菌）を伝播することによって、ナラ類・カシ類などの樹木に起こる伝染病です。  
本県では、平成18年度に初めて確認され、今後の被害拡大が懸念されます。

#### ④生業(林業)の状況

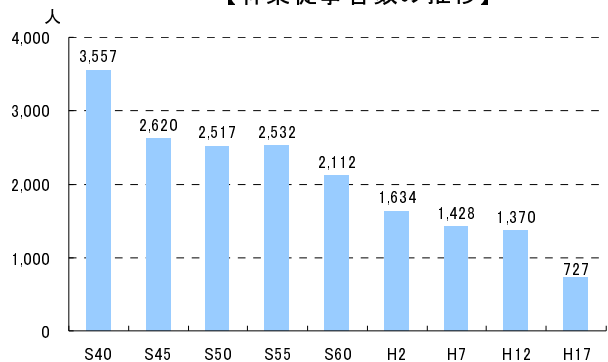
生業（林業）の状況について見ると、木材（素材）価格が長期に亘って低迷しており、また、山村地域の過疎化・高齢化の進行なども加わって、県内の林業従事者数は年々減少しています。

本県の木材（素材）生産量は、県の進める林業振興施策（「低コスト林業団地」の取組）などにより、近年、回復傾向にあります。県内のスギ・ヒノキ蓄積量と利用率を見ると、依然、不十分な状況にあります。森林を適正に維持・管理していくためには、資源量に見合う生産量の拡大を図り、資源の循環利用へつなげていくことが必要です。

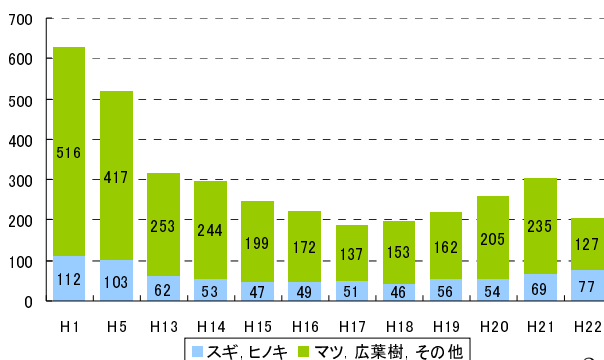
【木材価格の推移】



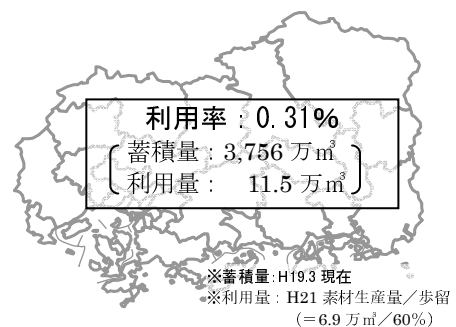
【林業従事者数の推移】



【県内の素材生産量の推移】



【スギ・ヒノキ蓄積量と利用率】



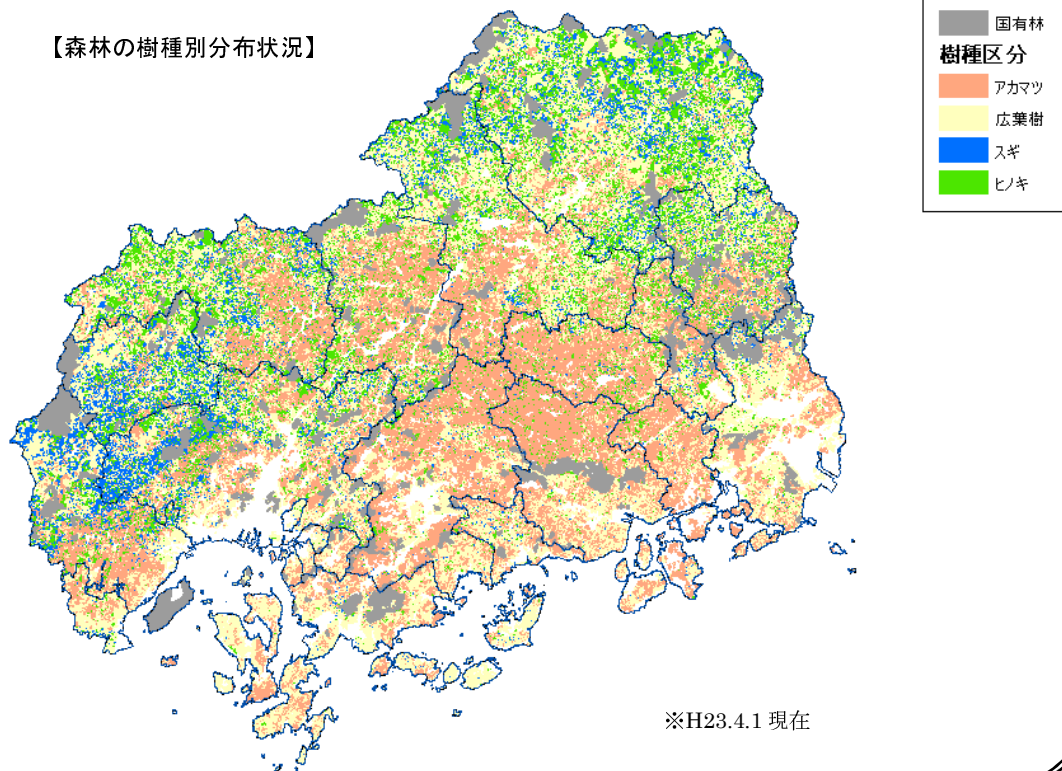
## 本県の森林について（樹種別分布状況）

本県の森林は約 61 万 ha（全国 10 位）であり，県土の約 72%を占めています。

樹種別の分布を見ると，太田川流域筋においてはスギが多く，江の川上流域を中心にヒノキが広く分布しています。これらのスギ・ヒノキの多くは，木材生産を目的として，主に戦後から植林されてきた「人工林」です。

県中央部から瀬戸内海沿岸にかけてはアカマツが広く分布しており，また，広葉樹は県内全域に分布しています。

【森林の樹種別分布状況】



### ⑤国内外の情勢等

国連食糧農業機関（FAO）「世界森林資源評価 2010」によると，世界の森林面積は，2000年から 2010 年までの 10 年間に，年平均 521 万 ha（広島県面積の約 6 倍）減少しています。

温暖化対策や生物多様性保全等の地球規模での環境問題に対する関心の高まりや対応が求められる中で，重要な役割を果たす森林を適正に維持・管理していくことは，国際的にも協調して取り組まなければならない課題です。

また，木材の需給等については，中国をはじめとする新興国の需要増加や資源ナショナリズムの高まり，また，為替の影響等により，外国産材の輸入は不透明さを増しています。

こうした状況を踏まえて，国においては，平成 21 年 12 月に「森林・林業再生プラン」を策定し，『10 年後の木材需給率 50%以上』を目標とする指針が示されました。

また，平成 23 年 7 月には，国における森林・林業施策の基本的な方針や目標等を定めた「森林・林業基本計画」が変更され，森林・林業再生プランを実現する取組推進のほか，

地球温暖化対策や生物多様性保全への対応、木質バイオマス資源の活用などの取組が進められています。

#### ◇地球温暖化防止への取組(京都議定書目標達成計画)

先進各国の温室効果ガス排出に係る削減約束を定めた「京都議定書」(H9)では、第1約束期間(H20～24)における我が国の達成すべき排出削減量(年平均)は、基準年(原則1990年(H9))から△6%と定められています。

国において策定された「京都議定書目標達成計画」(H20)では、森林吸収源対策(森林経営による吸収量の確保)による目標を、基準年排出量の約3.8%(4,767万t-CO<sub>2</sub>)と掲げており、森林の適正な整備・管理等を進めることで、地球温暖化防止に大きく貢献することが期待されています。

#### ◇「生物多様性基本法」と「生物多様性国家戦略2010」

「生物多様性基本法」は、人類共通の財産である生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会の実現を目的として、平成20年6月に施行されました。基本法では、生物多様性の保全と利用に関する基本原則を示すとともに、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務などが定められています。

また、この基本法に基づき、平成22年3月に策定された「生物多様性国家戦略2010」では、国内外の情勢を踏まえた生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するための方向性や、国の関連施策などが示されています。

#### ◇森林・林業再生プラン

「森林・林業再生プラン」は、今後10年間(2020年まで)を目途として、路網の整備、森林施業の集約化及び必要な人材育成などにより、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築することで、我が国の森林・林業を再生していくための指針として作成されました。

#### ◇森林・林業基本計画

「森林・林業基本計画」は、我が国の森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために平成18年9月に策定されたもので、森林・林業施策の基本的な方針、森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標、森林及び林業に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めています。また、おおむね5年ごとに見直しを行うこととされています。

平成23年7月に変更された計画では、適切な森林施業の確保、施業集約化の推進、路網の整備、人材の育成などの「森林・林業再生プラン」の実現に向けた取組を推進するとともに、地球温暖化対策や生物多様性保全への対応、東日本大震災への対応として住宅等の再建に必要な木材の安定供給や、木質バイオマス資源の活用による環境負荷の少ない新しいまちづくりに貢献していくことなどを基本的な方針として定め、各種取組が進められています。

## 2 これまでの取組

森林は、水源かん養や土砂災害防止等の県土保全や生活環境を形成する機能のほか、景観や風致など、人々の精神や文化面でも大きな影響を与えています。

これらの公益的機能は、かつては、地域住民の生活の営みの中で森林の手入れが継続的に行われることによって維持・発揮が図られ、これまで受け継がれてきたものです。

しかし、木材価格の低迷や山村地域の過疎化・高齢化、またライフスタイルの変化などによって次第に人々の生活と森林との関わりが薄れてきた結果、手入れが不十分な森林が増加しており、本来、維持・発揮されてきたこれらの機能が低下することで、県民生活への影響が懸念されます。

また、地球温暖化対策や生物多様性の保全、森林環境教育の場への期待等のように、森林の果たす役割や影響・効果、また関わり方など、様々な状況に対応した多様な森林づくりも求められています。

広島県では、森林を取り巻くこれらの状況を踏まえて、『森林から受ける恩恵はすべての県民が享受しているという認識の下で、県民の理解と参加を得ながら、森林の公益的機能が持続的に発揮できる多様な森林づくり』を進めてきました。

### (1) ひろしまの森づくり県民税

広島県では、荒廃した森林を再生して公益的機能の維持・増進を図るとともに、緑豊かな県土の形成に資する施策に充てることを目的として「ひろしまの森づくり県民税」を平成19年度に創設しました。

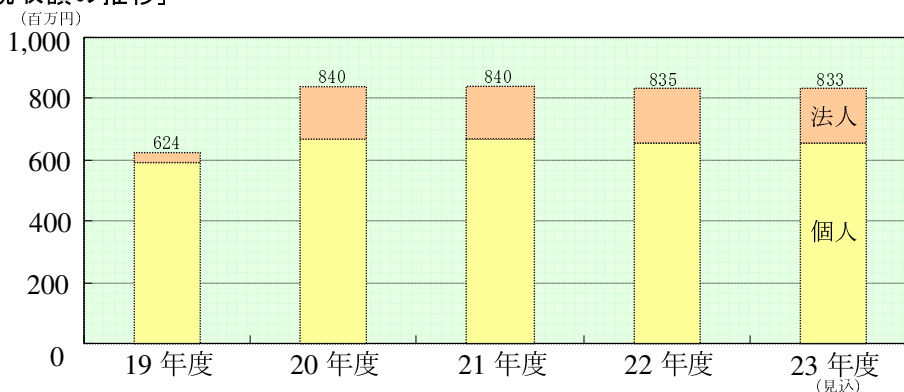
この制度は、森林の公益的機能は県民に広く及ぶことから、その整備や保全活動に当たっては、その費用を県民全体で広く・等しく分担するという考え方に基づいて、地域社会の会費的性格を持つ「県民税均等割」に超過課税（上乘せ）する方式によって課税・納付することで、森づくり活動を県民全体で支える制度設計としています。

#### 【ひろしまの森づくり県民税】

##### [納税義務者と税率]

- 個人（県内に住所がある人等）… 500円（年額）
- 法人（県内に事務所、事業所などをもっている法人等）… 均等割の5%相当額（年額）

##### [税収額の推移]





## (2) 県民全体で支える森づくり活動（ひろしまの森づくり事業）

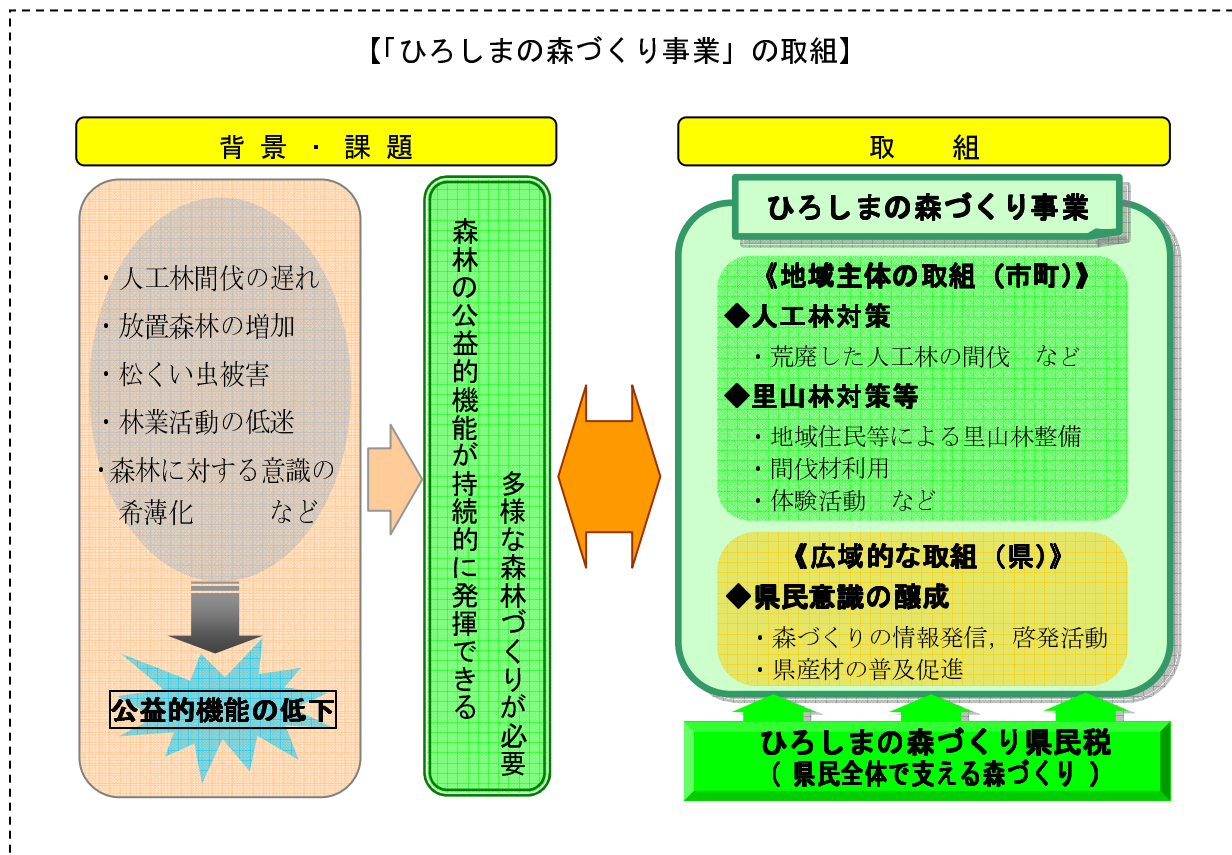
広島県では、前述の「ひろしまの森づくり県民税」による税収入を活用して「ひろしまの森づくり事業」を実施し、森林を取り巻く状況・課題に対応して、森林の公益的機能の維持・増進を図るための各種の保全活動を行ってきました。

木材価格の低迷、林業従事者の減少などにより手入れが不足しているスギ・ヒノキの人工林に対しては、間伐（間引き）などを実施することで公益的機能の維持を図り、生活環境の形成に貢献する森林へ再生させる取組を行いました。

過疎化・高齢化や所有者の不在村化、意識の希薄化などにより集落周辺で放置が進む里山林に対しては、地域住民などによる保全活動・体験活動などを通じた整備実施のほか、松くい虫被害のあった地区の伐倒処理・植林活動、竹林繁茂への対策、遊歩道の整備など、地域生活に身近な環境や景観の保全等に取り組みました。

なお、これらの実施に当たっては、地域の実情やニーズ等を反映し、かつ、自主的・主体的活動として広く展開されていくよう、地域（市町）主体の枠組みのもとで事業を実施しました。

また、森林・林業に対する理解を促進し、地域住民、ボランティア団体、企業などの多様な主体が中心となって全県的な保全活動へと発展するよう、各種啓発活動や森づくりに関する情報発信などにも取り組みました。



## ◆ひろしまの森づくり事業の取組（主な実績）

### ●人工林対策（環境貢献林整備事業）

長年手入れがされていないまま放置されているスギ・ヒノキなどの人工林は、木が過密状態となって日光が届かないために、本来、森林の果たしてきた働きが弱くなっています。これらを適度に間伐（間引き）することで、下草が生える元気な森へ再生する取組を行いました。

【人工林対策の事業実績】 (ha)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (見込)	計	目標 (5カ年)
事業量 (整備面積)	549.05	1,331.98	1,200.16	989.89	1,219.0	5,290.0	5,000

※目標は、『ひろしまの森づくり事業の推進方針（H19.3）』で設定したH19～23年度における目標面積



(整備前)



(整備後)

5年間の整備面積は、  
マツダスタジアムの  
約2,300個分に相当します。

### ●里山林対策等

地域住民の皆さんが中心となって身近な里山林の手入れを行い、元気できれいな森へと再生しました。また、公共施設等への間伐材の導入や、森林ボランティア活動・体験活動を支援し、この5年間で、延べ約6万人以上の県民の方が森づくり活動へ参加しました。



地域住民による里山林整備



体験活動の様子



公共施設への間伐材利用

### ●県民意識の醸成

イベントでのPR活動やテレビCM、新聞広告などで事業内容を幅広く情報発信したほか、シンポジウムの開催や森林の大切さを学ぶための子供たちを対象とした体験学習（森林ジュニアインストラクター育成）などの啓発活動を行いました。

また、県産材を使用した住宅建築への支援を行い、県産材の利用促進へ向けた取組を行いました。



啓発・PR活動



シンポジウムの開催



県産材住宅の普及支援

### (3) 事業評価（ひろしまの森づくり事業評価委員会）

「ひろしまの森づくり県民税」は、創設時において、その課税期間を平成 23 年度までの 5 年間と定め、平成 24 年度以降については、事業の成果を検証し、また森林を取り巻く状況や国施策の変化を踏まえて、見直しを行うこととしました。

これを受けて、最終年度となる平成 23 年度に、学識経験者や県民の代表等で構成する『ひろしまの森づくり事業評価委員会』を開催し、これまでの取組の成果検証と、今後の税制度や施策展開のあり方などについて議論が行われました。

その結果、これまでの取組の成果としては一定の効果が得られたものの、依然、整備が必要な森林が多く存在すること等から、県民全体で保全していく仕組が必要であり、引き続き、県民理解と参加を得ながら取組を進めるべきであるとの結論が出されました。

#### 【ひろしまの森づくり事業評価委員会報告書（要旨）】

##### ●事業効果の検証

###### ① 生活環境形成機能の維持(定量的評価)

事業実施による公益的機能の効果量を貨幣価値に換算した結果、効果の評価額(B)と総費用(C)の費用対効果指数(B/C)は約 5 倍となり、経済的な効果が見込まれた。

###### ② 景観・文化等への寄与(定性的評価)

地域の歴史・文化を考慮した森林整備や自然景観の保全などの取組が進められ、地域住民が郷土に受け継がれてきた森林の文化に関心を持ち、次代へつなぐきっかけとなった。

###### ③ 森林・林業への理解促進

「森づくり税」の県民認知度が低い（個人：25.4%，企業：36.1%）ことから、より多くの県民に理解されるよう一層の啓発活動が必要である。

###### ④ 波及効果等

森づくり事業の実施は、地域の環境保全活動や経済活動にも間接的な効果を与えてきた。今後の取組の波及・発展を期待するものである。

###### ⑤ 県民意見募集（パブリックコメント）の結果

寄せられた意見は、今後の事業展開に当たっての課題や提案が多く、これらの地域ニーズを踏まえた上で、効果的な事業展開を図ることが必要である。

##### ●今後のあり方

森林の公益的機能が持続的に維持・発揮される多様な森林づくりを行なうため、県民の理解と参加を得ながら継続して取組む必要がある。今後の森づくり事業は、次の方向で推進していくことが必要である。

また、税制度については、これまでと同様に、県民全体で広く・等しく分担する『県民税均等割の超過課税方式』（課税期間：5年）とすることが適当である。

##### 《森づくり事業の方向性》

- ・ 森林機能の維持・発揮のため人工林、里山林の整備に関する施策の継続及び充実を図ること。
- ・ 地域住民や森林ボランティア、企業など多様な主体による自主的・継続的な取組を支援し、里山林の利用や管理に係る仕組みづくりや人材育成に取り組み、地域の森林を保全する活動を拡大すること。
- ・ 低炭素・循環型社会の構築に貢献するため、森林資源の有効利用につながる取組を広げること。
- ・ 森林の役割や機能の重要性等を啓発するほか、事業の取組を広く周知し、森づくりへの理解を促すこと。

### 3 新たな取組の方向

#### (1) 基本的事項

##### ①趣旨

ひろしまの森づくり県民税を創設して以来、その税収入を活用して、これまで森林の持つ公益的機能を維持・発揮させるために、荒廃した森林の再生や住民活動への支援などの取組を進めてきました。このことは、事業評価を通じて、一定の成果として確認されたところです。

しかしながら、森林を取り巻く状況を見ると、依然、多くの放置森林が存在するとともに、山村地域の過疎化・高齢化の進行や、また新たにナラ枯れ被害の発生などにより、森林が荒廃していくことが懸念されます。

また、制度創設から5年が経過する中で、地球温暖化対策や自然との共生に対する関心の高まり、また、近年頻発する局地的豪雨による自然災害の防止への期待などからも、森林の果たす役割への期待も大きくなっています。

これらの状況を鑑み、森林からの恩恵は全ての県民が享受しているという認識のもとで、県民全体で森林を健全な状態で維持するための仕組みが引き続き必要であることから、この制度を平成28年度まで5年間延長することが決定しました。（平成23年12月26日広島県条例第47号）

制度を継続するにあたっては、事業評価で示された方向性や県民から寄せられた意見、また、森林を取り巻く情勢や関連施策の変化への対応等も踏まえて、これまでの取組・成果を振り返るとともに、これまでの施策展開の方針・方向性を再整理し、不足している点や改善すべき点等について見直しを行い、これを反映させた形に事業を再構築することで、森林の持つ公益的機能を維持・発揮させるためのより効果的な事業展開を図ります。

また、用途を限定した税収入によって実施するという性格から、透明性の確保の観点からも、改めて、この「ひろしまの森づくり県民税・事業」の役割と、今後の施策展開の方向性及び実施内容を明らかにするため、この度、新たな推進方針を策定しました。

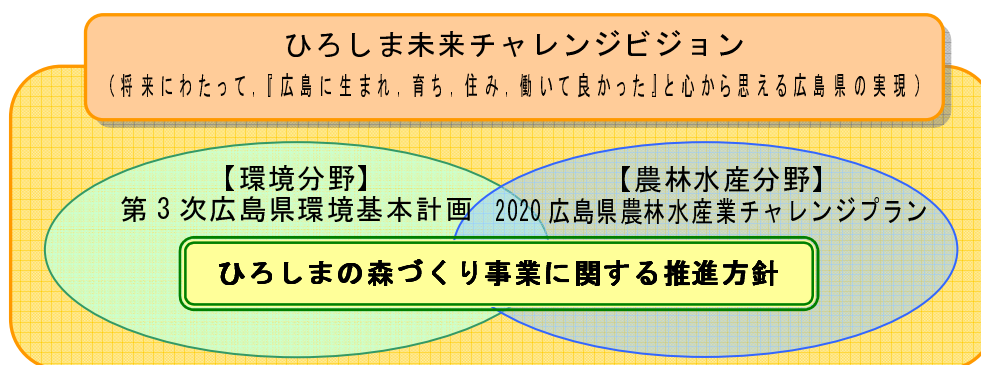
##### ②位置づけ

広島県では、本県の目指す姿（将来像）を描き、これを実現する取組の方向や戦略を示した『ひろしま未来チャレンジビジョン』（平成22年12月）を策定しています。

これを推進するために、環境分野においては『第3次広島県環境基本計画』、農林水産分野では『2020 広島県農林水産業チャレンジプラン』を、それぞれの分野における施策の基本指針として策定しています。

この新たな「ひろしまの森づくり事業に関する推進方針」は、各分野の基本指針に定めています森林環境保全の施策を推進するに当たっての「ひろしまの森づくり

事業」の役割と取組の方向性及び具体的な実施内容を定めたものです。



### ③期間

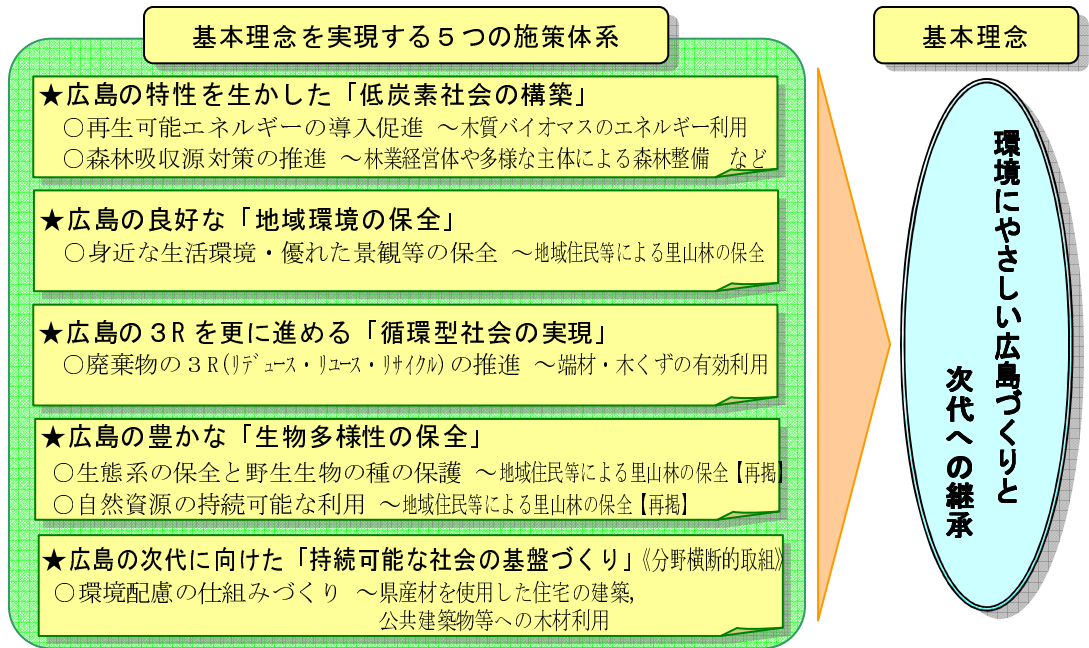
この推進方針に基づく取組の期間は、ひろしまの森づくり県民税が延長された5年間（平成24年度から平成28年度まで）とします。

ただし、森林を取り巻く情勢や関連施策の変化、また、事業効果の検証などにより、その対応や改善を要する場合には、適宜、見直しを行います。

### ◆第3次広島県環境基本計画

広島県では、地球温暖化防止や廃棄物対策など、私たちの暮らしに密接に関わる環境問題に対して、県民・事業者等あらゆる主体が連携・協働した取組を促進することで環境への負荷の少ない「持続可能な社会」を目指す『第3次広島県環境基本計画』（平成23年度～平成27年度）を策定し、各種施策を推進しています。

この計画の中で、森林・林業施策の環境面での役割などを次のとおり位置付け、計画的な森林整備や保全活動、資源の有効活用などに取組んでいます。

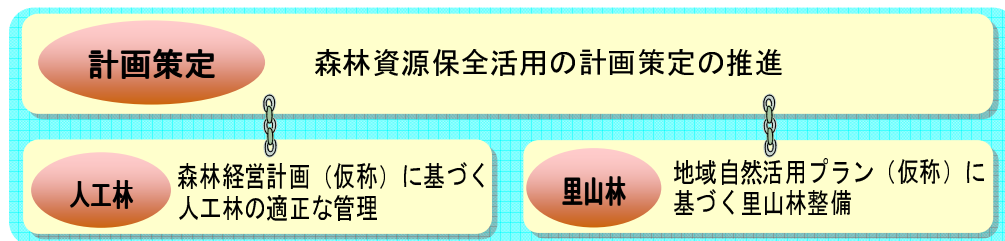


### ◆2020 広島県農林水産業チャレンジプラン

広島県では、農山漁村地域の産業の核となる農林水産業を実現し、「産業として自立できる農林水産業」を確立するための施策推進の基本指針として『2020 広島県農林水産業チャレンジプラン』を策定しています。(計画期間：平成23年度～平成27年度)

この中で、森林の公益的機能の維持発揮を実現するための多様な森林の整備と保全の取組として、森林資源の保全活用に関する地域単位の計画に基づいて人工林・里山林の計画的・継続的な整備・管理を行う仕組みや体制づくり等を進めています。

#### 【施策の展開方法】



#### 【具体的な施策】

- ① 林業事業体や地域住民等による森林資源保全活用計画の策定推進
  - ～ 林業事業体等による森林経営計画の策定，地域住民等による森林保全活用プランの策定
- ② 森林経営計画に基づく，適正な人工林の整備・管理
  - ～ 持続的な林業経営による適正な管理，採算が見込めない人工林を環境貢献林へ誘導 等
- ③ 地域資源保全活用プランに基づく里山林の計画的・継続的な整備・管理
  - ～ 里山林の保全活用，県民参加の森づくりの推進，森林病虫害対策の推進，山地災害防止対策の推進

## (2) 取組方針

### 【基本的な考え方】

古来より、森林は、地域に暮らす人々の生活を通じた関わりの中で健全な状態が維持され活かされる良好な関係・バランスによって保たれてきました。

しかし、近年、この関係が崩れることで、私たちの生活環境への影響が懸念されることから、森林所有者の努力だけでは維持・管理が難しい森林を対象に、「ひろしまの森づくり事業」を実施することで、県民全体で健全な状態へ再生する取組を進めてきました。

また、制度の趣旨である『県民参加』（地域主体）の枠組みのもとで、地域の実情やニーズに合わせた自由度の高い事業を実施してきました。

なお、新たな費用負担（県民税の上乗せ）となることから、林業振興施策や治山事業等の既存の森林・林業施策では対応できない森林に限定して、その取組を進めてきたところ です。

県土の約7割を占める広大な森林を適正に管理し、将来にわたって森林からの恩恵を享受していくためには、森林は地域社会共有の財産であるという共通認識の下で、地域主体の保全活動を効果的に継続していくことはもとより、私たちが生活を営む中で様々な形で森林を活かし、また森林に活かされることを通じて、古来より引き継がれてきた私たちの暮らしと森林との良好な関係を維持する必要があります。この関係が暮らしに身近な地域単位で浸透し、また、それが広域的にも広がっていくことで、総じて適正に維持管理される森林の範囲が広がっていきます。このことは、環境と経済の好循環を図りながら、環境への負荷の少ない『持続可能な社会』の実現にもつながるものです。

これを実現するためには、すべての県民が、改めて森林から受ける恩恵や大切さに対する理解を深め、かつ、積極的に森林との関わりを持つことが重要です。また、森林を取り巻く情勢の変化等を背景に、森林との関わり方や期待する役割等も多様化していることから、古来より引き継がれてきた森林の役割や価値に加え、現代のライフスタイルや価値観をも踏まえた形で良好な関係を構築していくことも求められます。

よって、今後の施策を展開するに当たっては、制度創設時の基本的な考え方は踏襲したうえで、地域住民、団体、企業、また生業分野（林業）も含めて、すべての県民が、様々な形で主体的に森林と関わりを持ち、私たちの暮らしと森林との良好な関係が再構築される環境・仕組づくりに努めることで、総じて適正に管理される森林を広げる取組を進めます。

その結果、県内全域で森林の持つ公益的機能が持続的に発揮され、県民のだれもが心身ともに豊かな暮らしを享受できる森林環境を実現し、将来にわたって維持されていくことを目指します。

## 【施策展開の方向性】

ひろしまの森づくり事業では、『森林を活かし、また、活かされる良好な関係づくりに努めることで、森林の持つ公益的機能が持続的に発揮され、県民のだれもが心身ともに豊かな暮らしを享受できる森林環境の実現』を基本的な考え方に据えて、この実現に向けた取組を推進します。

これを進めるに当たっては、県民一人ひとりが森林への理解や関心をより一層高め、制度の基本理念でもある「**県民全体で守り・育て・次代へつなげる森づくり**」の活動を広げることが必要かつ重要です。

すべての県民の理解・協力の下で、暮らしを守り、潤いをもたらす地域社会共有の財産である森林を健全な状態で維持し、次代へ引き継いでいくための今後の施策展開の方向性を、次のとおり定めます。

### ①森林機能の維持発揮のために ～暮らしの安心・潤いを守る保全活動～

水源かん養や土砂災害防止などの森林の果たす役割・機能は、私たちが生活を営むうえで欠かすことのできないものです。

また、近年では、二酸化炭素を吸収・固定して地球温暖化を防止する機能や、多様な動植物の生育・生息の場となる生物多様性保全の機能など、環境保全の取組に大きく貢献するものとして、その重要性もうたわれています。

これらの森林の果たす多様な役割・機能に対する県民の期待が高まる一方で、森林を取り巻く状況は、木材価格の長期低迷や山村地域の過疎化・高齢化など、依然、厳しい状況にあります。

また、松くい虫被害に加え、新たにナラ枯れ被害などへの対応が求められる状況ともなっています。

このため、これらの公益的機能が維持・発揮され、すべての県民が安心して潤いのある豊かな生活を享受できるよう、引き続き、手入れ不足の人工林や放置された里山林を再生して、健全な状態に維持する取組を行います。

また、今後、荒廃が広がっていくことが懸念される森林についても、予防的な処置や管理などを行うことで、安全・安心な生活環境を維持する取組を進めます。

### ②県民参加による多様な森づくりの推進のために ～豊かなふるさとを支える地域活動～

森林は、地域特有の景観を形成し、歴史や文化を育むなど、地域の風土を形成する重要な構成要素であるとともに、レクリエーションや憩いの場、森林環境教育の場など、私たちの「こころ」にも大きな影響を与えています。

特に、地域に身近な森林である里山は、心身ともに豊かな暮らしを支える環境を創り出し、古来より、人々が地域で生活を営む中で手入れが継続的になされて、これまで受け継がれてきました。里山は、地域の人々の暮らしを通じて活かし、また、活かされることで、地域特有の景観や文化・風土などを形成してきた、言わば、私たちの「ふるさと」を創り出してきたといえます。



また、近年、自然との共生に対する関心の高まりを背景として、多種多様な動植物の生息・生育の場である里山の果たす役割や重要性もうたわれています。

しかし、人々の生活と森林との関わりが薄れるに従って、放置された里山が増加することで、私たちの暮らしに深く関わってきたこれらの機能が低下することが懸念されます。また、安心・安全の面から、自然災害の発生につながることも懸念されます。

このため、本来、里山が果たしてきた役割・重要性が、地域で暮らす人々へ広く、また、深く理解が浸透し、地域社会全体の問題として、あらゆる主体が積極的に保全活動に取り組むとともに、その取組が継続して展開され発展していく仕組づくりを進めます。

また、森林と触れ合う機会の提供などを通じて、森林の大切さや整備の重要性に対する理解促進を図り、県民全体で守り・育てる活動へと発展させる取組を進めます。

### ③森林資源の利用促進のために ～森林を活かし、管理を広げる資源の有効活用～

木材は、森林から生産される再生可能な資源であることに加え、二酸化炭素を長期間固定する、また、木質バイオマスはエネルギー源としても活用できるなどの特長から、低炭素・循環型社会の構築に大きく貢献する自然素材として期待されています。

こうした木材の特性・利点を最大限活かし、私たちの暮らしの中で有効に利用されることで、森林整備と資源活用のサイクル（植える→育てる→使う→植える）が形成され、この循環が地域社会に広く普及していくことで、森林の継続した管理や整備範囲の拡大につながっていきます。

また他方では、間伐によって伐採された木が、コスト面から採算がとれないなどから利用されないまま放置されている状況も見受けられます。

木材をはじめとする森林資源の有効活用を広げることは、森林との良好な関係を構築する礎となって継続した整備・管理につながっていくことに加え、それが広く普及していくことで、低炭素・循環型社会の構築などの環境問題に対する貢献のほか、木のぬくもりや触れ合いなどを通じた森林・林業の理解促進にも資することから、森林資源を広く有効に活用する取組を通じて、森林の適正な管理を促進します。

### ④県民理解の促進のために ～森林への理解を広め、担い手を育む啓発活動～

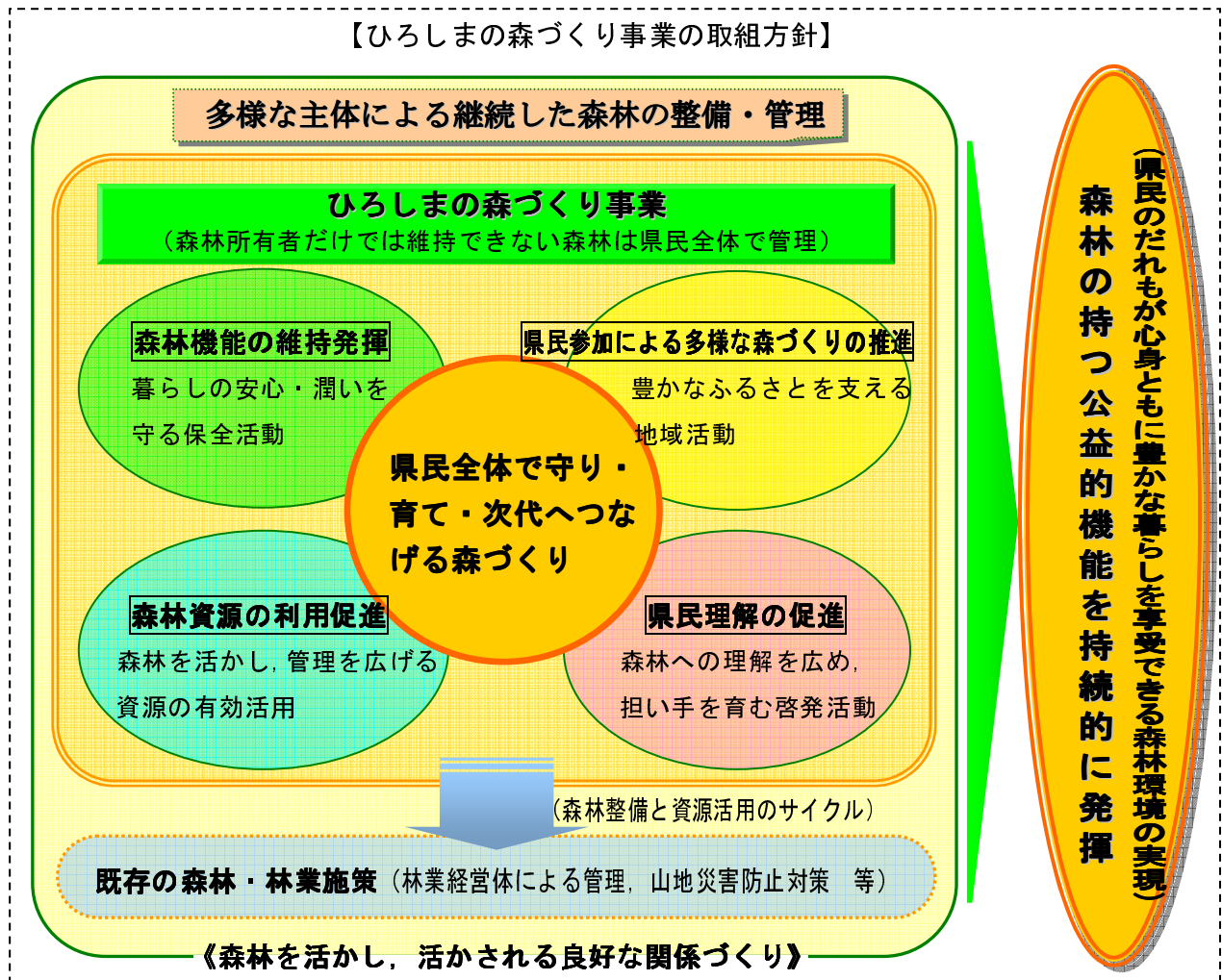
森林を健全な状態に保ち、また育てていくことは、山間部で生活している人たちだけの問題ではありません。例えば、水源涵養機能では、森林で貯え、浄化された雨水は河川を通じて沿岸部につながり海へ至るなど、地域に関係なく、私たちが暮らしを送る上で大きく影響する問題として県民一人ひとりが理解し、考え、行動する、また力を合わせて取り組まなければならない課題です。

私たちの暮らしの中で森林の果たしている役割や恩恵を理解し、森づくりの必要性・重要性を共通認識として県民全体で維持していく体制が、最も重要かつ不可欠であり、森林との良好な関係を構築する上での前提ともなるものです。

また、暮らしを守り、潤いをもたらす、ふるさとを創りだしてきた森林の多様な機能

や恩恵を将来にわたって維持し、次代へ引き継いでいくことは、現在そこで暮らす私たちの世代の努めであることもいえます。

よって、県民のだれもが、森林に対する理解を深め、守り・育てていく担い手となって主体的な取組が広がっていくための各種の広報・啓発活動に取り組むとともに、地域住民、ボランティア団体、企業等の多様な主体がその活動の場を広げて、県民運動へとその輪が広がっていくよう、各種森づくり活動団体の育成・支援に取り組めます。



## ◆広島県の森林づくり50年構想

県内には、中国山地の山々から、市街地近郊の里山まで、県土の約7割を占める約61万haの森林があります。いま、これらの森林は、手入れ不足等により、私たちの生活環境を支える県土の保全、水源かん養等の公益的機能の低下が懸念されるほか、地球温暖化防止や生物多様性保全、また森林環境教育の場等に対する関心や期待の高まりなど、多様な森林づくりが求められています。

このため、広島県では『広島県の森林づくり50年構想』を策定し、本県の森林・林業施策の推進に当たっては、まずは、持続的な林業経営によって循環する森林整備（資源循環林）を拡大し、それが難しい森林では、多様な主体が参加する保全活動等を展開することで、森林との関わりや果たす役割等の状況に応じて、広い意味で継続して管理される森林を拓げていくこととしています。

ひろしまの森づくり事業は、森林の持つ公益的機能を維持する観点から、主に、林業経営が難しく十分な手入れがなされない人工林を「環境貢献林」として再生する、また、放置された「里山林」を地域が中心となって保全していく活動を大きく担う事業として位置付け、その取組を効果的に進めることで豊かな県民生活を支える森林環境の維持・増進を図ります。

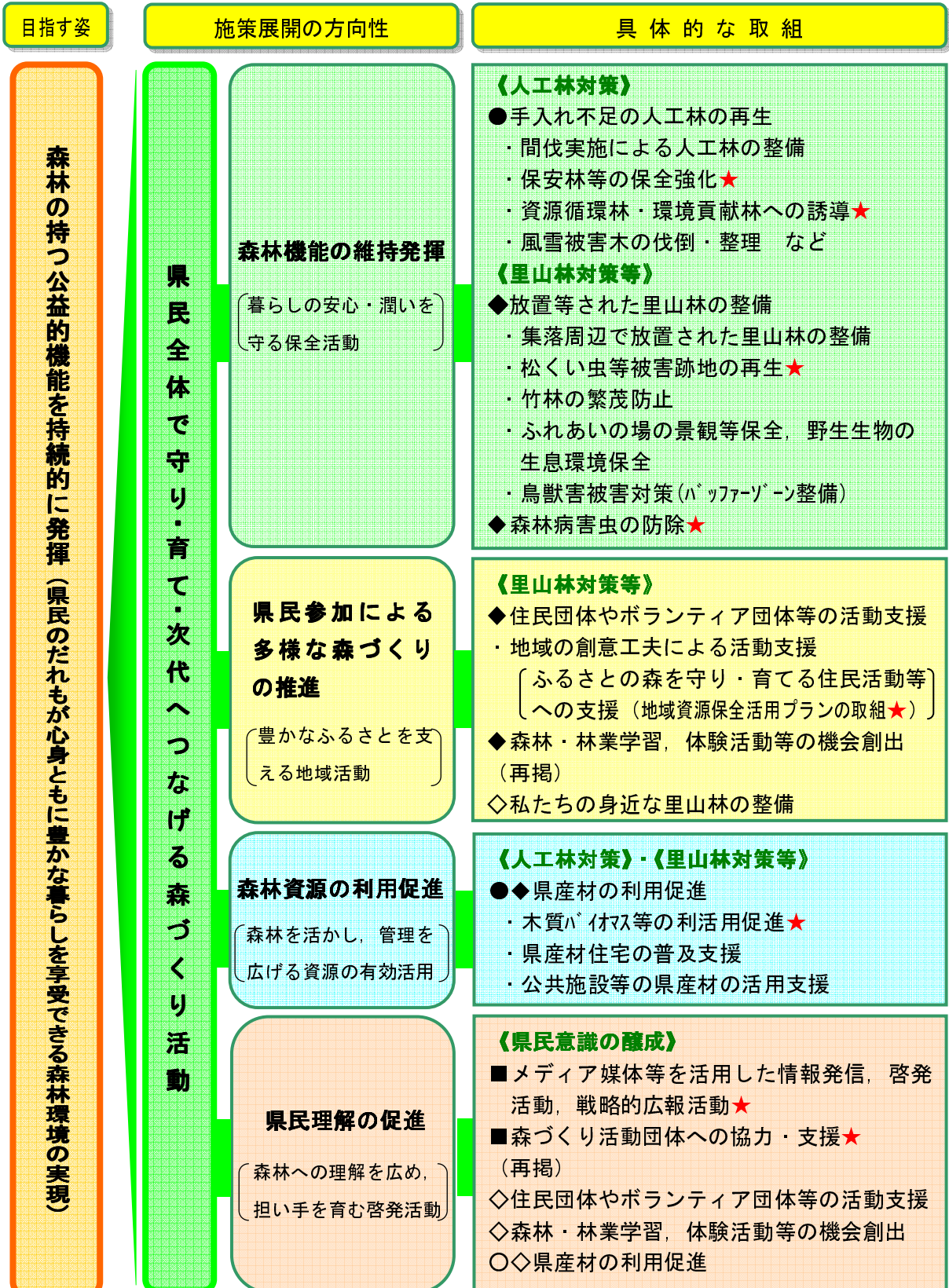
### 広島県のめざす姿



### (3) 施策体系と具体的な取組

今後の事業実施に当たっては、4つの施策展開の方向性に基づいて、これまでの「人工林対策」、「里山林対策等」、「県民意識の醸成」の実施内容を見直し、各種取組を推進します。

#### ① 施策体系



★…新規又は拡充する取組（次頁以降も同じ。）

## ②具体的な取組

### ア 森林機能の維持発揮のために ～暮らしの安心・潤いを守る保全活動～

#### 《人工林対策》

##### ●手入れ不足の人工林の再生

- ・ 長年、手入れのなされていないスギ・ヒノキの人工林に対して間伐を行い、下草の生える健全な状態へ森林を再生することで、本来、森林が果たしてきた公益的機能の回復・維持を図ります。
- ・ 特に、水源涵養機能や山地災害防止機能が高度に発揮されることが期待される人工林（保安林等）については、整備対象を広げて取組を強化します。【★】
- ・ 林業経営の対象として見込める人工林については、森づくり事業による間伐を契機として、森林整備と資源利用が循環していく中で管理が継続されていく「資源循環林」への発展を促進します。【★】  
これに対して、採算が見込めず、林業経営による継続・循環した整備が難しい人工林については、強度間伐（40%以上の間引き）を実施し、針葉樹と広葉樹が混ざった自然に近い状態の森林（針広混交林）へ誘導することで、環境に献林する森林へ再生します。
- ・ 風雪による被害木の伐倒・整理を行い、森林の荒廃や災害の発生を防止します。
- ・ 整備環境を整えることでの継続管理の促進や、整備によって生産される木材の搬出促進の観点等も踏まえて、間伐実施に必要な作業路の整備などを行います。

#### 《里山林対策等》

##### ◆放置等された里山林の整備

- ・ 生活環境を形成する身近な里山林に対して、除間伐、下刈り、植栽等を実施し、災害防止や景観等を保全する取組を進めます。
- ・ 松くい虫やナラ枯れ被害により荒廃した森林を再生するため、枯損木の処理や植栽等を実施します。【★】
- ・ 生活に身近で放置された竹林の伐採・集積等を行うことで拡大・繁茂を防止し、災害防止や景観等を保全します。
- ・ 自然とふれあい、憩いの場となる身近な里山林に対して、除間伐や歩道整備等を実施し、景観等の保全や活用促進を図るとともに、野生生物の生息環境保全にも資する取組を進めます。
- ・ 有害鳥獣生息の場となっている人里に近い里山林に対して、地域生活の場と野生生物の生息の場に適度な間合い（バッファゾーン（緩衝地帯））を設ける除伐や下刈り等を実施することで、有害鳥獣類の人里への侵入や農作物被害の防止を図ります。

##### ◆森林病虫害の防除

- ・ 松くい虫被害やナラ枯れ被害の原因となる森林病虫害のまん延を防止するため、被害木の伐倒や薬剤処理などの防除対策を実施します。【★】

## イ 県民参加による多様な森づくりの推進のために ～ 豊かなふるさとを支える地域活動 ～

### 《里山林対策等》

#### ◆住民団体やボランティア団体等の活動支援

- ・ 地域住民や森林ボランティア等の主体的な取組や、地域の特徴を活かした創意工夫・アイデアに富んだ整備活動を支援することで、森林整備に携わる機会や体制・仕組みづくりを広げるとともに、地域に身近な里山林の役割や重要性の理解促進を図ります。

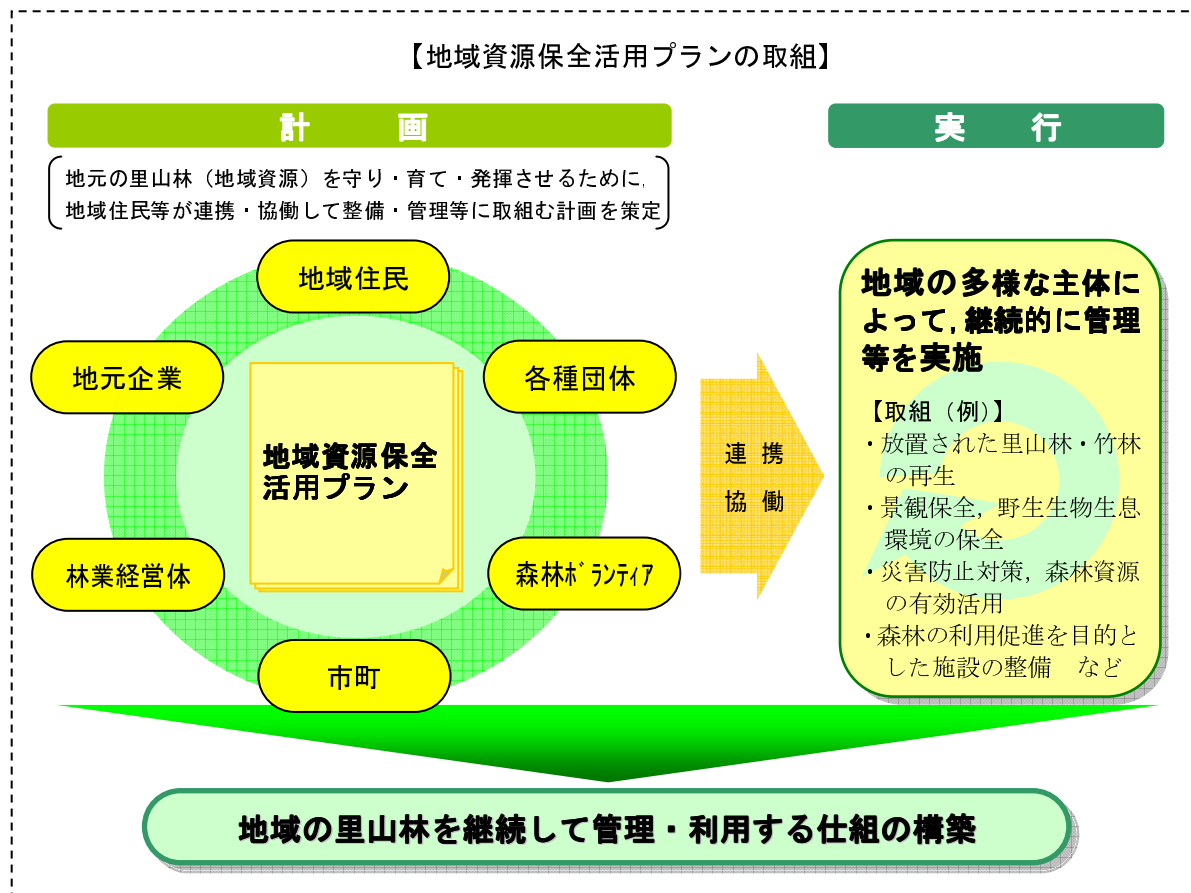
特に、里山林を地域の大切な資源として捉え、住民団体や森林ボランティア、地元企業等が協働・連携して、守り、育み、また活用する活動を計画的・継続的に実施する「地域資源保全活用プラン」の取組を支援することで、地域における里山林の利用や管理に係る仕組づくりを進めます。【★】

#### ◆森林・林業学習、体験活動等の機会創出

- ・ 地域の身近なところで、森林・林業に関する学習機会の提供や自然にふれあう場の提供など、森林の恵みや大切さを体験する機会を通じて、森林整備の重要性に対する理解促進を進めるとともに、森づくり活動への参加機会の拡大を図ります。

(再掲)

#### ◇放置等された里山林の整備



## ウ 森林資源の利用促進のために ～森林を活かし、管理を広げる資源の有効活用～

### 《人工林対策》・《里山林対策等》

#### ●◆県産材の利用促進

- ・ 製材から生じる木くず等の端材や林地残材などの森林資源の有効利用、また、再生可能なエネルギー資源である木質バイオマスの利活用と普及に向けた取組を支援することで、循環型社会の構築に資する仕組づくりに取り組みます。【★】
- ・ また、木材の用途としては、住宅等の建築資材としての活用が主要であることから、県産材を使用した住宅の建築・普及を支援することで材の需給増を図り、生業（林業）活動の活性化による森林整備と資源利用のサイクル形成を促進していくことで、人工林の適正な管理と整備面積の拡大を図ります。
- ・ 地域に身近な公共施設や学校施設等への県産材製品の導入を支援することで、県産材の利用を広げるとともに、木から伝わるぬくもりを通じて、森林・林業への理解を深める啓発活動に取り組みます。

## エ 県民理解の促進のために ～森林への理解を広め、担い手を育む啓発活動～

### 《県民意識の醸成》

#### ■メディア媒体等を活用した情報発信、啓発活動、戦略的広報活動

- ・ 事業の取組を広く周知して、森林の役割や機能の重要性を浸透させるとともに、県内各地域で多様な主体による森づくり活動の拡大を図ります。

特に、広報活動については、対象とするターゲット層を明確にして、その層に有効なメディア媒体等を活用した情報発信を行うなど、戦略的かつ細やかな対策を講じることで、「効果的」で「幅広く」、かつ「分かりやすい」方法によって周知する活動に取り組みます。【★】

また、身近に自然とふれあうことができる環境づくりや機会の提供など、事業実施を通じての理解促進や事業周知を図ります。

#### ■森づくり活動団体への協力・支援

- ・ 環境問題への関心の高まり等を背景に、社会貢献活動の一環として森林整備に取り組む企業が増加していることから、活動フィールドや機会の提供などの協力・支援を行うとともに、推進組織（ひろしまの森づくりフォーラム）の拡大に努めることで、「企業の森づくり」活動に積極的に参加しやすい環境づくりを進めます。
- ・ 県内企業やボランティア団体等が主体となった先導的な取組である『ひろしま「山の日」県民の集い』が県内全域に広まり、県民運動の輪が広がっていくよう協力・支援を行うなどにより、県内の森林ボランティア活動の活性化を図ります。【★】

(再掲)

◇住民団体やボランティア団体等の活動支援

◇森林・林業学習、体験活動の実施

○◇県産材の利用促進

#### (4) 実施体制等

ひろしまの森づくり事業は、すべての県民が森林の大切さを理解し、手入れ不足の人工林や放置された里山林を県民全体で保全する活動に取り組むことで、豊かな暮らしを支える森林の維持・増進を図ります。

その実施にあたっては、各々の地域で暮らす一人ひとりが事業を推進する担い手として考え、行動する、また、地域の実情とニーズに沿った形で有効かつ継続した取組として進めることが重要です。

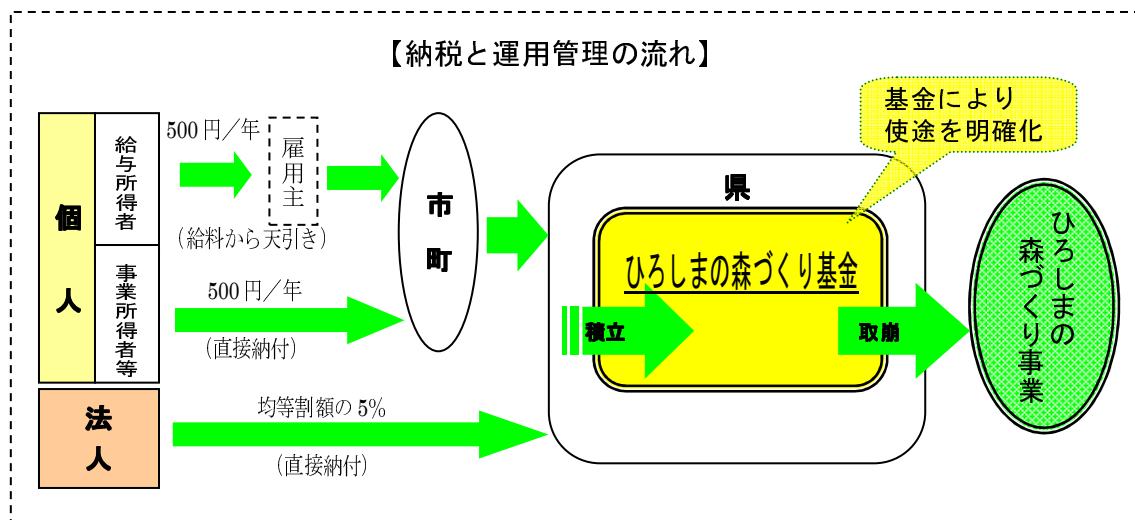
また当然、『森林保全を目的とした県民負担』という性格から、既存施策との役割分担の下で、直接的また間接的にも最大限の効果が得られるよう、より効率的かつ効果的な事業展開を図るとともに、その効果や成果等を広く公表していくことも求められます。

よって、これらの観点を踏まえた仕組・体制のもとで事業を推進し、ひろしまの森づくり県民税の有効活用と透明性の確保を図ります。

##### ① ひろしまの森づくり基金

ひろしまの森づくり県民税は、県民税の超過課税方式（上乘せ）により課税・徴収されることから、税制度上は用途が限定された目的税としては扱われません。

このため、納められた森づくり県民税の用途を他の行政施策と区分して管理を行うため、引き続き、「ひろしまの森づくり基金」へ税収相当額を積立て、これを取り崩して事業に充てることで、目的に合った活用がなされるよう運用管理を行います。



##### ② 実施体制

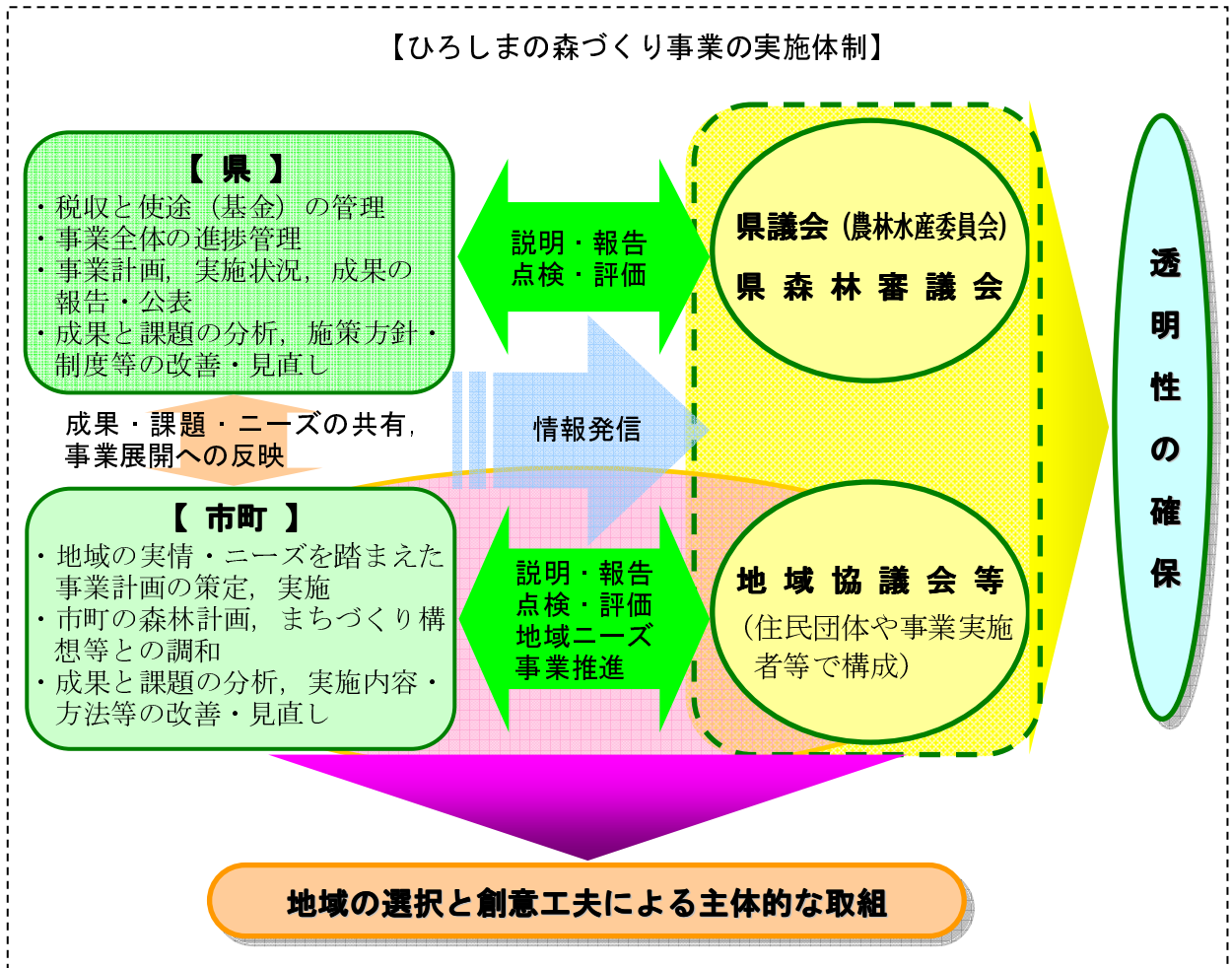
事業実施にあたっては、地域の実情・ニーズに沿った『地域の選択と創意工夫』に基づいて事業展開を図る観点から、各地域（市町）において、地域住民等の参加・参画による事業計画の策定や事業実施、また事業成果の点検・評価などを行う機会（住民団体や事業実施者等による地域協議会など）を設けることで、用途の透明性の確保も含めて地域の主体的な取組を推進します。

また、県においては、事業全体の進捗管理等を行いつつ、「広島県議会（農林水産委員会）」へ事業計画や実施状況、成果等を定期的に報告するとともに、学識経験者、関係団



体・企業等の森林・林業分野の専門家で構成する「広島県森林審議会」へ事業の取組状況等を報告します。

これらの報告に加え、県ホームページや各種メディア媒体等を通じて、森づくり県民税の使途や成果を公表するほか、市町とも連携・協力して、広く森づくり税の周知や森林への理解を促進する情報発信等を行います。



## 4 ひろしまの森づくり事業実施計画（平成24年度～28年度）

### (1) 人工林対策

#### ①環境貢献林整備事業

##### ア 実施内容

- スギやヒノキの人工林（約13万ha）のうち、15年以上手入れがなされず放置された16～60年生の森林を対象に、緊急性等の実情を勘案して整備箇所の選定を行いながら間伐（間引き）を実施します。
- ただし、水源涵養機能等が高度に発揮されることが期待される人工林（保安林等）については、その条件を緩和（放置期間10年以上、11年生以上を対象）して実施します。【★】
- また、林業経営が成り立つとされる森林（低コスト林業団地エリア内の長期施業委託契約が締結されている箇所）においても、新たに整備対象（15年以上放置等）に追加し、人工林の健全化を図ります。【★】

※【★】…新規又は拡充等の内容（以下、同じ。）

##### (実施内容一覧)

区 分	事 業 内 容
(ア) 間伐による人工林健全化	間伐(30%以上)を行い、健全な人工林に誘導 ・保安林等に対する整備対象条件を緩和【★】 ・低コスト林業団地エリア内を整備対象に追加【★】
(イ) 強度間伐による針広混交林化	強度間伐(40%以上)を行い、広葉樹の生育を促進して針広混交林へ誘導 ・保安林等に対する整備対象条件を緩和【★】 ・低コスト林業団地エリア内を整備対象に追加【★】
(ウ) 被害木処理	風雪害による被害木の伐倒・整理
(エ) 作業道整備	上記(ア)～(ウ)の事業を実施するために必要な作業道の整備
(オ) 県産材を利用した木製小構造物の設置	上記(ア)～(ウ)の事業実施にあわせて、防災機能の向上を目的とする簡易な木製小構造物の設置
(カ) 事業推進調査	不在村森林所有者等への整備実施の意向調査や現況調査などの実施

##### イ 実施方法等

- 県内全体の状況を踏まえて計画的に整備を推進する観点から、県から市町を通じて森林所有者等に対して補助する枠組みによって実施します。
- 補助額については整備等に必要な定額を助成しますが、森林所有者等に対する意識啓発等を図る観点から、上記(ア)・(イ)の実施に対しては1haあたり1万円を地元負担とします。
- また、公益的機能を維持していくことを目的に実施することから、整備する人工林については、森林所有者等と市町との間で、皆伐制限や転用禁止など、私権に一定の制限を設ける協定の締結を条件とします。
- なお、これまで間伐により生じた木材を搬出して利益が生じた場合には、その利益に相当する額を補助額から控除又は返還することを条件としていましたが、森林資源の有効利用を促進する観点から、この条件については廃止します。【★】

##### ウ 実施計画

- 事業実施に当たっては、事業効果を考慮して、人家などの保全すべき対象に近い森林や災害の危険性の高い溪流の森林など、県民生活に与える影響の高いところから整

備の緊急度を勘案して、平成 24～28 年度までの 5 年間で約 5,000ha の整備を目標として計画的に実施します。

【環境貢献林整備事業計画】

区 分		H19-23(見込)	H24-28 (目標)	計(H19-28)
環境貢献林整備事業	整備量(ha)	5,290	5,000	10,290

## ②木質バイオマス等利用促進事業【★】

### ア 実施内容

- 民間事業者が、発電等のエネルギー利用に供するために間伐材等を利用する場合において、その集材・運搬に係る支援（助成）を行うことで、森林資源の有効利用を促進することによる低炭素・循環型社会の構築に向けた仕組みづくりを進めます。

### イ 実施方法等

- 発電及び燃焼に使用する間伐材等の運搬量 1 m<sup>3</sup>につき、2,500 円以内を助成します。

### ウ 実施計画

- 実施期間を平成 24 年～26 年度までの 3 年間とし、事業量（搬出取扱量）を各年度 2,000 m<sup>3</sup>を目標として実施します。27 年度以降については、コスト差額や事業効果等を踏まえて支援策の検討・見直しを行います。

【木質バイオマス等利用促進事業計画】

区 分		H24	H25	H26	計
木質バイオマス等 利用促進事業	取扱量(m <sup>3</sup> )	2,000	2,000	2,000	6,000

## ③県産材消費拡大支援事業

### ア 実施内容

- 県産材住宅の建築・普及を通じて、林業活動の活性化による森林資源（木材）の循環利用を促進させることにより、森林の適正な管理と整備面積の拡大を図ります。

### イ 実施方法等

- 県産材を使用した住宅を新築する施主に対して、県から定額助成を行います。

### ウ 実施計画

- 平成 24 年度は、主要構造部材に県産材を 70%以上使用する住宅（木造一戸建）に対し、1 戸当たり 30 万円を助成します。（400 戸助成予定）また、平成 25 年度以降については、県産材仕様住宅と外材仕様住宅のコスト差額やニーズ等の情勢を踏まえて、支援策の検討・見直しを行います。

【県産材消費拡大支援事業計画】

区 分		H22	H23	H24
県産材消費拡大支援事業	県産材 使用率(%)	60%以上	70%以上 60%以上	70%以上
	助成額(万円)	40	40 30	30
	助成戸数(戸)	225	360 (見込)	400 (予定)

## (2) 里山林対策等

### ①里山林整備事業

#### ア 実施内容

- 手入れが不十分な農山村地域や都市近郊の里山林（32万ha）、マツ・広葉樹などの人工林（3万ha）に対して、災害防止や生物多様性の保全、鳥獣被害防止のほか、自然とのふれあい等を目的とした森林の整備（除間伐、植栽、歩道整備等）を実施し、わたしたちの身近な里山の生活環境や自然環境の保全を進めるとともに、事業実施を通じて、森林・林業に対する啓発・理解促進を図ります。

#### (実施内容一覧)

区 分	事業内容
(ア) 放置森林整備	手入れがされず放置された森林の保全（除間伐、植栽、下刈、作業道の整備等）
(イ) 松くい虫被害跡地等整備	「松くい虫被害跡地」及び「ナラ枯れ被害跡地」における景観等の保全（枯損木処理、植栽、下刈等） ・「ナラ枯れ被害跡地」を対象に追加【★】
(ウ) 竹林繁茂防止	拡大する竹林について、発生源対策や森林の復旧（竹林の伐採・集積等）
(エ) 里山活用林整備	自然とのふれあいや体験ができる身近な里山林について、景観及び野生生物環境保全や利用促進
(オ) 鳥獣被害防止バッファゾーン整備	有害鳥獣生息の場となっている里山林の整備による農作物被害防止（除間伐、下刈等）

#### イ 実施方法等（※下記②～⑤についても同じ。）

- 各地域（市町）において、地域の実情・ニーズを踏まえた「選択と創意工夫」による自由度の高い事業展開が可能となるよう、詳細な事業内容や助成率・条件は定めず、毎年、各市町へ一定規模の事業費を一括交付する枠組みとします。（各市町に対して、①～⑤の実施に要する事業費を、用途の詳細等を限定せず一括交付します。）
- ただし、森林整備を実施する場合には、森林所有者等に対して、伐採制限などの私権に一定の制限を加えることを条件とします。（下記⑥についても同じ。）
- なお、これまで、原則として交付金の半分以上を上記の(ア)・(イ)・(ウ)の整備実施に充てることを条件としていましたが、地域の裁量によって用途を決定する枠組みの強化及び住民等が主体的に行う森林管理の推進や理解促進の観点から、この条件は廃止します。【★】

### ②里山保全活用支援事業

#### ア 実施内容

- 住民団体やNPO等が、自ら企画・立案して実施する活動や、企業の社会貢献活動を支援し、住民等参加型の里山林の保全・活用の取組を促進します。

区 分	事業内容等
里山保全活用支援事業 (ソフト事業)	住民団体やNPO、企業等が企画・立案して、主体的に里山の保全・活用に関する取組を支援（整備活動に必要な施設、機械、器具の整備、下刈、歩道、その他活動に要する諸経費への助成等）

### ③森林・林業体験活動支援事業

#### ア 実施内容

- 森林の果たす役割や機能，林業について学べる機会を設けることにより，森林の大切さや県民参加の森づくりの機運醸成を図ります。

区 分	事業内容等
森林・林業体験活動支援事業 (ソフト事業)	住民団体，NPO，学校法人等による森林・林業の理解促進を図る体験活動・学習会の開催を支援（森林・林業体験活動，森林・林業学習の開催，活動に必要な器具の整備への助成等）

### ④県産材利用対策事業

#### ア 実施内容

- 公共施設や学校施設への県産材の導入や製材端材等の有効活用を支援することで，県産材の利用を広げるとともに，森林・林業に対する理解促進を図ります。

#### (実施内容一覧)

区 分	事業内容
(ア) 県産材木製品利用促進事業	公共施設への県産材を使用した木製品の設置推進 (県産材木製品の購入補助等)
(イ) 学校施設木質化推進事業	学校施設の新設・改修時における県産材の利用推進 (施設内装材への県産材使用に対する助成等)
(ウ) 木質バイオマス普及支援事業	製材端材等の活用推進 (製材端材を活用した木材乾燥施設，木質ペレット製造施設等の普及支援等)

### ⑤環境緑化支援事業

#### ア 実施内容

- 都市部等における県民生活に身近な生活環境の緑化を通じて，森林に対する理解促進と森づくり活動への参加を広げる機運の醸成を図ります。

#### (実施内容一覧)

区 分	事業内容
(ア) 公共施設等の緑化支援	広く県民が利用する公共施設や公的空間において，屋上緑化や壁面緑化，敷地緑化の取組を支援
(イ) 環境緑化支援	住民団体等が行う環境緑化活動への支援

### ⑥特認事業

#### ア 実施内容

- 既定の事業規模（交付額）を超えて上記③，④の事業を実施する場合や，都市と農村が連携して保全活動等を実施するなどの地域の創意工夫によって上記以外の内容の事業を実施する場合には，それが可能となるよう『特認事業』枠を設けます。
- 特に，住民団体等が主体となって里山の保全や活用を目的とした計画（地域資源保全活用プラン）を作成し，地域住民や森林ボランティア団体，企業，行政等が連携・協力して，継続して森林保全活動等を実施する取組については，複数年に渡って支援を行うことで，里山の利用や管理に係る体制や仕組づくりを進めます。

区 分	事 業 内 容 等
特 認 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既定の事業規模を超えて上記③, ④の事業を実施</li> <li>・ 地域の創意工夫による事業を実施</li> <li>・ 「地域資源保全活用プラン」の取組（複数年）【★】</li> </ul>

#### イ 実施方法等

- 特認事業の認定は、市町からの申請に基づいて事業内容を県において審査し、配分額等を決定します。
- 「地域資源活用プラン」の取組は、概ね3年程度を計画期間としますが、森づくり事業の実施期間である平成28年度までを事業終期とします。

#### ウ 実施計画

- 「里山林対策等」は、主として地域の主体性に委ねる枠組みで事業を実施します。
- また、地域資源保全活用プランの取組を広げていくことで、県内各地域で多様な主体による森づくりや、活動を支える体制・仕組づくりを進めます。

##### 【「地域資源保全活用プラン」に基づく事業計画】

区 分		実施箇所数（目標）	管理面積（目標）
地域資源保全活用プランの取組	H27年度末	25カ所	2,500ha

※「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」の数値目標

### ⑦森林病虫害被害対策事業【★】

#### ア 実施内容

- 松くい虫被害やナラ枯れ被害などの原因となる森林病虫害のまん延を防止するため、被害木の伐倒や薬剤処理などを実施し、森林を健全な状態へ維持します。

#### イ 実施方法等

- 市町の事業実施に対する県の補助事業（補助率：1/2）として事業を実施します。（森林病虫害の駆除対策等は、森林病虫害防除法の適用を受けることから、防除実施基準の策定や実施区域の調整などで県の主体的な関与が求められます。よって、県の補助事業として実施し、実施市町に対して補助金を交付する枠組みとします。）
- なお、国庫補助事業の対象となる『樹幹注入事業』は、この事業による補助対象外とします。

#### ウ 実施計画

- 被害状況や緊急性等を勘案して実施区域を調整し、計画的に防除対策を講じることで、被害のまん延防止を図ります。

##### 【森林病虫害被害対策事業計画】

区 分		実施規模（各年）
森林病虫害被害対策事業	薬剤地上散布面積	25ha 程度
	伐倒駆除等材積(m <sup>3</sup> )	3,000 m <sup>3</sup> 程度

### (3) 県民意識の醸成

#### ア 実施内容

- 森林の果たす役割やひろしまの森づくり事業の取組状況等を、各種メディア媒体等を活用して情報発信を行い、県民全体で支える森づくり活動の周知と理解促進を図ります。
- また、森林ボランティア団体や企業等の活動を支援することで、多様な主体による県民活動の活性化を図ります。

#### イ 実施方法等

- 県においては、県内全域を対象として広く広報活動を展開し、市町では、事業実施を通じて地域レベルでの活動を広げていくことで、広域的で、かつ、身近なところでも感じられる森づくり活動の周知を図ります。  
県の広報活動においては、民間事業者の有するノウハウを活用して効果的な事業実施につなげるとともに、機会を捉えて県関係部局とも連携した活動を展開します。特に、森づくり県民税の認知度向上につなげるための活動については、地域や年齢層等の傾向などを分析してターゲット層を明確し、その対象に対応したメディアを活用しながら、幅広く分かりやすい説明を行うことで認知拡大を図ります。
- 民間主導の先進的・継続的な取組である『ひろしま山の日県民の集い』が県内全域へと広がっていくよう活動支援を行うとともに、県内の企業・関係団体等で構成する「ひろしまの森づくりフォーラム」の取組を通じて、企業の社会貢献活動の輪を広げることで、県民運動への発展・拡大を図ります。

#### ウ 実施計画

- 事業実施に当たっては、定期的にアンケート調査を実施して効果を検証しながら展開方法等を見直し・改善することで効果的な周知活動へとつなげていき、認知度の向上と県民参加の拡大を図ります。

【県民意識の醸成事業計画（目標）】

区 分		H22	H28（目標）
県民意識の醸成	森林ボランティア活動者数（延人数）	5.7万人	7万人（H27末）
	森づくり県民税の認知度（個人）	25.4%	50%以上

※ 森林ボランティア活動者数は、ひろしまの森づくり事業に関係なく県内全体の活動者数をいう。  
また、活動者数の目標値は「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」の数値目標。

#### (4) 事業費配分

- ひろしまの森づくり県民税は、毎年8億円超の安定した税収入が見込まれます。
- この税収に対する使途の枠組み（事業費の配分方法）については、年度ごとに、次の考え方を基本として設定します。  
 なお、事業効果や成果等を踏まえて改善を要する場合には、適宜、見直しを行います。

#### 【事業費配分の基本的な考え方】

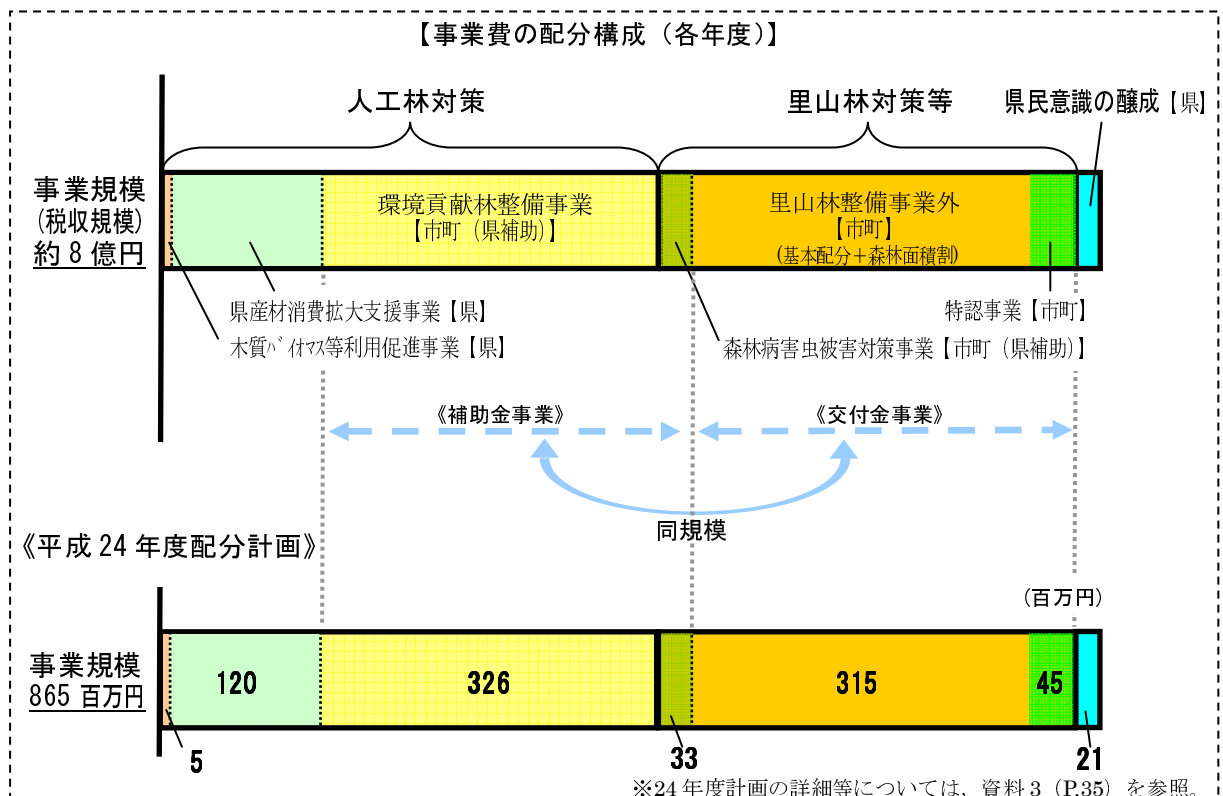
- ① 公益的機能を維持していく観点から、生活環境への影響が大きい「環境貢献林整備事業」及び「森林病害虫被害対策事業」（補助金事業）については、各市町への所要額調査や現地調査等を行ったうえで必要な事業費を決定しますが、事業実施地域の偏りを抑えるとともに、地域ニーズの事業反映や県民参加の機会を広く確保する等の観点から、「里山林対策等」（交付金事業）と概ね同規模となるように設定します。
- ② 「木質バイオマス利用促進事業」・「県産材消費拡大支援事業」・「県民意識の醸成対策」については、事業効果やニーズ等を踏まえて支援策や展開方法等の検討・見直しを行いながら設定します。

#### （各市町への交付金配分）

- ③ 里山林対策等の交付金は、特認事業枠を優先確保し、残りの事業費を、森林面積や人口に応じて、次の方法により各市町へ配分します。
  - ・ 里山林対策等の交付金（特認事業を除く。）の配分については、各市町が所管する森林（国有林，県有林等を除く。）の面積に応じて算出することを基本としますが、森林面積が少ない市町においても一定の事業規模が確保されるように「基本配分額」を設定します。
  - ・ 「基本配分額」は、森づくり県民税（個人）収入の1割程度（約66百万円）に相当する額を配分枠として、このうち基本額（2百万円）を各市町へ配分し，残りを人口に応じて加算します。
  - ・ 以上から，各市町への交付金額は，次のとおりとなります。

$$\boxed{\text{市町交付金額}} = \boxed{\text{『基本配分額』}} + \boxed{\text{『森林面積に応じた額』}} + \boxed{\text{『特認事業額』}}$$

(基本額+人口割加算) (県へ申請・審査)





付 属 資 料



## 「ひろしまの森づくり県民税」について

## ○税のしくみ

項目	内 容 等																		
目的	県土の保全や水源かん養などの森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、県民や事業主の皆様に広く負担をお願いし、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進します。																		
課税方式	「個人県民税均等割」及び「法人県民税均等割」の超過課税方式																		
納める人	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県内に住所がある人</li> <li>■ 県内に事務所、事業所、家屋敷を持っている人で、その市町内に住所のない人</li> </ul> 【非課税対象者】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法による生活扶助受給者</li> <li>・障害者、未成年者、寡婦（夫）で、前年の合計所得金額が125万円以下の者</li> <li>・前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の者</li> </ul>																	
	法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県内に事務所、事業所、寮などを持っている法人</li> <li>■ 県内に事務所などを持っている法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの</li> </ul>																	
納める額 (税率)	個人	■ 年額 500円（均等割額の1,000円に500円を加算）																	
	法人	■ 年額 均等割額の5%相当額 <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>ひろしまの森づくり県民税</th> <th>均等割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>年額 40,000円</td> <td>年額 800,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超～50億円以下</td> <td>年額 27,000円</td> <td>年額 540,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超～10億円以下</td> <td>年額 6,500円</td> <td>年額 130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超～1億円以下</td> <td>年額 2,500円</td> <td>年額 50,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>年額 1,000円</td> <td>年額 20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	ひろしまの森づくり県民税	均等割額	50億円超	年額 40,000円	年額 800,000円	10億円超～50億円以下	年額 27,000円	年額 540,000円	1億円超～10億円以下	年額 6,500円	年額 130,000円	1千万円超～1億円以下	年額 2,500円	年額 50,000円	1千万円以下	年額 1,000円
資本金等の額	ひろしまの森づくり県民税	均等割額																	
50億円超	年額 40,000円	年額 800,000円																	
10億円超～50億円以下	年額 27,000円	年額 540,000円																	
1億円超～10億円以下	年額 6,500円	年額 130,000円																	
1千万円超～1億円以下	年額 2,500円	年額 50,000円																	
1千万円以下	年額 1,000円	年額 20,000円																	
納める方法	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業所得者等は、市町から送付される住民税の納税通知書により、年4回の納期に分けて納付します。</li> <li>■ 給与所得者は、その年の6月から翌年の5月までの12回に分けて、給与の支払者が毎月の給与から差し引いて納付します。</li> <li>■ 65歳以上の公的年金受給者は、年金の支払者が老齢基礎年金等から差し引いて納付します。（市町によっては、方法が異なる場合があります。）</li> </ul>																	
	法人	■ 法人県民税・事業税の申告納付の際に納付します。																	
課税の期間 (※5年延長)	個人	■ 平成19年度分～平成28年度分																	
	法人	■ 平成19年4月1日～平成29年3月31日の間に開始する各事業年度分																	

## ○納税義務者数と税収額の推移

(人・法人、千円)

区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計
納税義務者数	個人	1,372,628	1,378,447	1,377,455	1,345,435	1,333,195	—
	法人	71,484	71,343	70,464	70,041	70,274	—
税収額	個人	589,271	669,891	668,584	657,744	656,306	3,241,796
	法人	35,044	169,952	171,580	176,958	176,885	730,419
	計	624,315	839,843	840,164	834,702	833,191	3,972,215

※23年度は見込額

## 「ひろしまの森づくり事業」制度改正の概要等

### 1 森林機能の維持発揮のために

- ① 保安林等における環境貢献林整備事業の採択要件の特例措置  
環境貢献林整備事業（人工林対策）では「過去 15 年間に一度も森林整備が行なわれていない人工林」を補助対象としてきたが、保安林等においては、特例として施業履歴に関する要件を「過去 10 年間に一度も森林整備が行なわれていない人工林」とする。（保安林等には「水源の森」を含む）
- ② 低コスト林業団地における環境貢献林整備事業の採択要件の見直し  
低コスト林業団地エリア内で長期施業受委託契約を締結した人工林において、環境貢献林整備事業の採択を認めることとする。
- ③ 森林病虫害被害対策の実施
  - ・ 松くい虫被害やナラ枯れ被害などの森林病虫害のまん延を防止するため、被害木の駆除や薬剤処理などの防除対策を県補助事業として実施する。（森林病虫害被害対策事業【新規】）
  - ・ 里山林整備事業において、景観対策や倒木被害などの二次被害対策として、ナラ枯被害木の伐採処理に対する支援を行なう。

### 2 県民参加による多様な森づくりの推進のために

- ④ 地域資源保全活用事業の実施【新規】  
住民団体等が主体となって里山の保全や活用を目的とした計画「地域資源保全活用プラン」を作成し、計画に基づいて行なう森林整備活動等に対し、複数年に渡って支援を行なう。（特認事業として実施）
- ⑤ 放置森林整備等への交付金充当率の見直し  
里山林対策において、市町に対する交付金配分額の放置森林整備等への充当率（50%以上）を見直し、市町の実態に応じ配分を決定できることとし、住民団体等による森づくり活動等を推進する。

### 3 森林資源の利用促進のために

- ⑥ 間伐木の売却等に伴う補助金の控除・返還規定の見直し
- ⑦ 作業道補修の採択（作業路の開設に要する経費 → 作業道の整備に要する経費）
- ⑧ 木質バイオマス等利用促進事業の実施【新規】  
林地残材など木質バイオマス等の利用促進を図るため、木材チップ等の運搬経費に対して支援。

### 4 県民理解の促進のために

- ⑨ ボランティア団体等に対する支援・意識啓発（「ひろしま『山の日』県民の集い」など、県実施）
- ⑩ 県産材木製品の利用を通じた事業PR（県実施）  
（再掲）④ 地域資源保全活用事業の実施  
（再掲）⑤ 放置森林整備等への交付金充当率の見直し

### 5 その他

- ⑪ 環境貢献林整備事業における事業推進調査費（10%）の運用の見直し
- ⑫ 用語の変更（県産間伐材→県産材）

## 平成24年度ひろしまの森づくり事業・事業費及び実施内容一覧表

(単位：千円)

事業名		交付先 〔実施主体〕	事業内容	実施方法	平成23年度 予算額	平成24年度 予算額		
補助金事業	人工林対策	環境貢献林整備事業	人工林健全化	<p>手入れが十分されず放置され、緊急に整備が必要な人工林（過去15年間に森林整備が行なわれていない人工林）について、森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、環境貢献林整備として、間伐による人工林健全化や針広混交林への誘導等を実施</p> <p>【拡充・見直】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保安林等においては特例として過去10年間に森林整備が行なわれていない人工林を採択</li> <li>低コスト林業団地内の人工林を事業採択</li> <li>間伐材を搬出し利益が発生した場合、補助金返還等を不要とする</li> </ul>	定額補助 間伐 ↓ 個人負担 1万円/ha	476,294	483,600	
			針広混交林化					
			被害木の処理					
			森林作業道の整備					
			簡易な木製構造物の設置					
		事業推進調査費	市町	不在村森林所有者等への森林整備の働きかけなど上記事業を推進するために要する取組み				
	県産材消費拡大支援事業	施主	県産材の利用拡大を図るため、県産材を使用した住宅の新築・購入に対し助成	定額補助 30万円/戸	環境貢献林整備 356,294 県産材消費拡大支援 120,000 木質バイオマス等利用促進 — 森林病害虫被害対策 —	325,600 120,000 5,000 33,000		
	【新規】 木質バイオマス等利用促進事業	企業等	林地残材など木質バイオマス等の利用促進を図るため、木材チップ等の運搬経費に対し助成	定額補助 2,500円/m <sup>3</sup> 以内	—	—		
	【新規】 森林病害虫被害対策事業	市町	松くい虫やナラ枯れなど森林病害虫のまん延を防止するため、被害木の駆除や薬剤処理等の防除対策を実施	定率補助 県 1/2 市町 1/2	—	—		
	対里山林策					計 476,294	483,600	
交付金事業	里山林対策等	里山林整備事業	放置森林整備	<p>手入れ不十分な農山村地域の里山林や都市近郊林等について、土砂災害防止、生物多様性の保全、鳥獣害防止等を目的とした整備を実施し、里山の生活環境及び景観等を保全</p> <p>【拡充・見直】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>松くい虫被害跡地等整備においてナラ枯れ被害木の伐採処理を採択</li> <li>放置森林整備等への交付金充当率の規定を見直し、市町の実態に応じて配分を決定</li> </ul>	市町に対して 交付金を 配分 〔基本額 + 森林面積按分〕	330,000	315,000	
			松くい虫被害跡地等整備					
			竹林繁茂防止					
			里山活用林整備					
			鳥獣害防止バフゾーン整備					
		里山保全活用支援事業	市町 〔住民団体 NPO等〕	里山林等の保全活用に関する住民団体やNPO等の自らの企画・立案、取組みを支援	森林の保全 に関する各 地域固有の 課題に對し て、目的に 沿った事業 メニューの 範囲内にお いて、市町 が自ら選択 と集中によ り対策を講 じる。			
		森林・林業体験活動支援事業	市町 〔住民団体 市町等〕	森林の機能や林業について学ぶ森林・林業体験活動を支援				
		環境緑化支援事業	市町 〔市町等〕	都市部等における県民生活に身近な生活環境の緑化推進				
		県産材利用対策事業	県産材木製品普及促進事業	市町	県産材を使用した木製品の公共施設への設置に対する支援により県産材木製品の利用を推進			
			学校施設木質化推進事業	市町	新設・改修時における学校施設への県産材の利用を推進			
	木質バイオマス普及支援事業		市町	製材端材を活用した木材乾燥施設や木質ペレット製造施設の普及等に対する支援				
	【新規】 地域資源保全活用事業		市町 〔住民 団体等〕	景観や文化の形成、防災機能など、森林を地域の重要な構成要素ととらえ、地域の森林状況を考慮した、住民団体等による自主的・継続的な森林保全活動を複数年にわたり支援				
	特認事業	県産材利用対策事業	市町	県産材利用対策事業について、市町に対する交付金配分額(通常分)では対応できない場合に助成	市町の要望 内容を県が 審査し配分 額を決定	27,000	45,000	
		森林・林業体験活動支援事業	市町 〔住民団体 市町等〕	広域的な取組みを推進するために、市町域を超えて森林・林業体験活動を行なう場合に助成				
その他の特認事業		市町 〔市町等〕	その他、特に必要と認められる事業					
事業実施	県民意識の醸成	団体等	県民に対する森林・林業に関する意識啓発や事業内容についての情報提供 ・広報課と連携した各種メディアを通じた広報 ・県民活動の活発化等による意識啓発（ひろしま「山の日」県民の集いへの支援など）	県実施	9,000	20,000		
	県事務費	—	事業実施に必要な県事務費（旅費、需用費等）	—	2,008	1,734		
合 計					844,302	865,334		

※ 太字は主な制度改正事項等である。

## ○ひろしまの森づくり県民税条例

平成十八年十二月二十六日条例第五十八号

改正

平成二〇年 四月三〇日条例第二一号

平成二二年 六月二八日条例第三〇号

平成二三年一二月二六日条例第四七号

平成二四年 三月二三日条例第十九号

ひろしまの森づくり県民税条例をここに公布する。

## ひろしまの森づくり県民税条例

(趣旨)

第一条 県は、森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源を確保するため、広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率に関し、その特例としてこの条例の規定により加算した額を、ひろしまの森づくり県民税として課する。

(個人の均等割の税率の特例)

第二条 平成十九年度から平成二十五年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、県税条例第三十九条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

- 2 平成二十六年から平成二十八年度までの各年度の個人の均等割の税率は、県税条例第三十九条及び同条例附則第十一条の二十の二の規定にかかわらず、同条の規定により加算した額に五百円を加算した額とする。

(法人の均等割の税率の特例)

第三条 平成十九年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第四号の期間に係る法人の均等割の税率は、県税条例第四十五条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第四十五条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「ひろしまの森づくり県民税条例（平成十八年広島県条例第五十八号）第三条第一項」とする。

一部改正〔平成二〇年条例二一号・二二年三〇号〕

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(特例)

- 2 平成十九年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以

上であった者に係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第三十九条」とあるのは「広島県税条例の一部を改正する条例（平成十七年広島県条例第四十一号）附則第二条第四項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第三十九条に定める額に三百円」とする。

附 則（平成二〇年四月三〇日条例第二一号抄）

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

（ひろしまの森づくり県民税条例の一部改正に伴う経過措置）

第八条 別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後のひろしまの森づくり県民税条例第三条の規定は、適用日以後に開始する事業年度分の法人の県民税の均等割及び適用日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税の均等割について適用し、適用日前に開始した事業年度分の法人の県民税の均等割及び適用日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

2 旧条例第三十四条第一項第四号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成十九年度分の法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

3 第三条の規定による改正後のひろしまの森づくり県民税条例第三条の規定（新条例第四十五条第一項の表の第一号イに掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成二十年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、法人税法第二条第五号の公共法人又は同条第六号の公益法人等で均等割のみを課されるものに対して課する平成十九年度分の法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

附 則（平成二二年六月二八日条例第三〇号抄）

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二三年一二月二六日条例第四七号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月二三日条例第十九号抄）

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （前略）第四条の規定 平成二十四年四月一日

二及び三 略

## ○ひろしまの森づくり基金条例

平成十八年十二月二十六日  
条例第六十二号

ひろしまの森づくり基金条例をここに公布する。

## ひろしまの森づくり基金条例

## (設置)

第一条 県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識の下に、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とし、森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源に充てるため、ひろしまの森づくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

## (積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 ひろしまの森づくり県民税条例(平成十八年広島県条例第五十八号)第二条及び第三条第一項の規定による加算額に係る収納額に相当する額は、この基金に積み立てる。

## (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

## (運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

## (処分)

第五条 基金は、第一条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

## (繰替運用等)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

## (相殺のための取崩し)

第七条 知事は、基金に属する現金を預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関等(預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。)に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したとき



は、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。